

婦人関係参考資料 71号 (部内検討資料)

1964年(昭和39年)の婦人に関する動き

労働省婦人少年局

（昭和39年）

昭和39年10月1日現在

昭和39年10月1日現在

は し が き

この資料は、昭和39年10月から12月までの1年間における婦人に関係ある問題や婦人団体の活動状況等を主として団体の機関紙（誌）、日刊新聞、及び各都道府県婦人少年室の報告にもとづき作成したものです。

昭和39年12月

労働省婦人少年局

1964年の婦人に関する動き

目 次

I 1964年の婦人の動向(概要)	1
II 婦人をめぐる社会のうごき	4
1. 婦人及び婦人の生活に関係ある法律	4
2. 関係行政機関の動向・行事等	7
3. 政党の婦人対策	19
III 婦人の組織活動	24
1. 概 観	24
2. 婦人及び婦人の生活に関連ある要望	25
3. 物価・消費問題	28
4. 子女の教育	32
5. 保健衛生・生活環境整備	32
6. 平和運動	35
7. 公明選挙	36
8. 総会・大会等	36
9. 新たに結成された組織	42
附 主な全国組織 婦人団体の概況	43

IV 国際交流	51
1. 国連関係会議への参加	51
2. 婦人組織の国際的活動	52
3. その他婦人の海外視察、外国婦人の来日等	53
V 地方のうごき	54
1. 婦人に関係ある行政機関のうごき	54
2. 婦人の組織活動	67

I 1964年(昭和39年)の婦人の動向(概要)

1964年(昭和39年)における婦人に関する動きのなかで、とくに注目されるものについて簡単に述べることにする。

まず、関係行政機関における婦人の生活に関係のある行政についてみると、母子福祉法の制定、厚生省児童家庭局の設置など、福祉面の整備が注目される。

つぎに、婦人の組織活動についてみると、前年にひきつづき広範的な活動が活発に行なわれたことがあげられる。

農村婦人の生活に目を向けると、数年前より構造的な変化にともなう農業労働力の女性化傾向が指摘されていたが、1964年は出かせぎ問題、主婦の健康管理などが関係機関、民間団体、有識者などのあいだで問題視され、農家生活の福祉が社会的にも話題となった年である。

一方、都市の家庭生活においても前年にひきつづき構造的な変化が進展し、主婦の生活もひきつづき変化をつづけている。

婦人団体等の組織活動についての概観は、「Ⅲ 婦人の組織活動 / 概観」のところで述べるのでここでは、農村婦人問題と都市の家庭生活における婦人の動向について概観しておこう。

(1) 農村婦人問題

最近数年来農村の労働力不足によって、農業における婦人労働の比重がたかまり、1964年も前年にひきつづき農業に従事する婦人の福祉が強調されるとともに、出かせぎ農家の援助のための施策が社会的にも話題となった。このような情勢にかんがみ、各婦人少年室主催による農村婦人問題懇談会を開催し、農家婦人生活の改善と福祉について検討を行なったので、この懇談会の結果にとつて問題点を指摘しておこう。

農家主婦の過労は全国的なもので、関係行政機関、民間団体などにおいて指摘されている。農家婦人の健康への関心は従来

より高まってはいるが、流産、早産は農家婦人に多いようど、産前産後の休養を十分とれない婦人が少なくない。また、農薬散布や農用機械による婦人の農薬災害も増加しており、この対策として、母性保護、妊娠中、生理日の農薬散布の禁止、農業における労働災害補償保険の必要などが話題となっている。

農家生活においても、消費、人間関係などをさまざまな面で見られる。家庭用電化器具の普及などにより農家の生活が急激に都市化しているが、消費水準の向上も一因となって、主婦などが現金収入を得るために日雇いなどに行くものが増加し、家事、育児がおろそかになっていることが全国的に問題視されている。夫の世帯主などにより留守をまわる主婦は心身ともに過労となっている例も少なくなく、適切な対策が強調されている。

(2) 都市の家庭生活

最近、いわゆる共働き世帯が増加しているが、37年もひきつづき増加の傾向をたどり有配偶の婦人で雇用者として働いているものは13.1%（231万人、労働力調査37年10月）で前年に対し0.4%増である。このような共働き世帯の増加の背景には、若年労働者の不足にともなうパートタイマーなどの雇用の増大があげられるが、家庭生活の構造的な変化や、社会意識の変化も一つの理由とみられる。共働き世帯の増加にともなって、いわゆる「カギっ子」の増加が前年にひきつづき社会的にも注目され、その対策が強調された。

一方、家族規模の縮小、家事労働の合理化に役立つ家庭用電化器具の普及などにより、主婦の余暇時間が増大し、社会奉仕、市民活動など社会的な活動に参加するものも目につくようになってきている。また、世論形成者としての主婦の活動も前年にひきつづき活発になってきており、例えば、新聞（全国紙）の

投書者の職業別を見ると、1964年において主婦の投書が倍増的に増加し注目されている。

戦後、平均寿命がいちじるしく伸びたが、とくに、婦人の寿命の伸びがいちじるしく、1964年は72.9才で前年に対し0.53才のび、男子との差が5.2才となった。したがって、老後を単身で過ごす婦人も少なくなく、家庭における婦人の地位、福祉などについて総合的に検討することが必要な段階に達したと見られるのである。

II 婦人をめぐる社会のうごき

ノ 婦人及び婦人の生活に關係ある法律

○ 農業改良資金助成法の一部を改正する法律（昭和37年法律第68号）

この法律のなかで、農家婦人の生活に關係が深いとみられる「農家生活改善資金」が新設された。この資金の内容は下記のとおりで、無利子となっており、その額は(1)、(2)については5万円以下が多く、償還期間は3年〜5年である。

(1) 太陽熱温水利用装置、メタンガス発生装置等生活の合理化に資する設備又は装置に要する資金。

(2) 家族關係の近代化又は家事労働の合理化を図る為に行なう居室の独立、台所の改善その他居住の利用方式の改善に要する資金。

(3) 共同炊事施設、共同洗濯施設その他家事の一部を共同して行なう為の施設の設置に要する資金。

○ 風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和37年法律第77号）

少年非行の原因をなし、風俗事犯の温床として社会問題となっている「深夜喫茶」を都道府県条例で禁止しようとするものである。

① 都道府県は条例により風俗営業を営もうとする者の資格および営業を営む者の行為について善良の風俗を害する行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

② 風俗営業者に対し営業所で18才未満の者に客の接待をさせ、18才未満の者を営業所に客として立ち入らせること、および営業所で20才未満の者に酒類を提供することを禁止し、また深夜飲食店等の営業者に対しても都道府県が条例で

定めた場合を除き、ほぼ同様の禁止行為が定められた。

また、この改正案提出をきっかけに、衆参婦人議員懇談会では、風紀上、および法律上問題の多いトルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング場等を規制するよう衆参両院の地方行政委員会に働きかけ、同委員会での採決の際、改正案にはなかったトルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング場等の規制について早急に抜本的対策を確立するよう付帯決議を行なった。

○ 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和37年法律第87号）

国民年金制度および児童扶養手当制度について、その内容の充実をはかるため障害年金および児童扶養手当の支給の対象範囲が結核、精神病などの内科的疾患にもとづく障害者にまで拡大されるとともに支給制限が緩和された。

① 障害年金および障害福祉年金は従来四肢の欠損などの外部的障害者に限られていたのが結核および精神病による内科的疾患に基づく障害者についても支給の対象とする。

② 母子年金および母子福祉年金の支給の対象の範囲を障害年金と同様に拡大する。なお、準母子年金、準母子福祉年金および遺児年金の支給の対象も同様に拡大する。

○ 厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和37年法律第121号）

従来の児童局を児童家庭局と改称し、児童ならびに児童のある家庭などの福祉を図ることになった。この局の設置は、中央児童福祉審議会家庭対策特別部会「家庭対策に関する中間報告」（昭和38.8.7）によるもので、この報告のなかの「当面の具体的対策」において「児童福祉を柱とした一

般家庭対策を実施する機関を設置するよう検討すること」が述べられている。

児童家庭局の具体的な施策としては全国家庭児童調査、全国家庭福祉実態調査、家庭児童相談室の新設、日本総合教育研究所の発足、児童健全育成地域組織活動の助長、新設学校を中心とした家族計画事業の推進、妊産婦、乳幼児に対する保健サービス制度の確立があげられている。

○ 母子福祉法（昭和37年法律オノ29号）

この法律は、母子家庭の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭の福祉を図ることを目的とするもので、従来の「母子福祉資金貸付等に関する法律」の内容を充実に、母子福祉の総合法として制定されたものである。

国及び地方公共団体は母子家庭の福祉を増進する責務を有するとし、児童福祉審議会の提限につき規定し、都道府県に母子相談員を設置し、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行なうことが規定された。

資金の貸付けに関しては、①事業を開始し、又は継続するのに必要な資金、②児童の修学に必要な資金、③児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金等を配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に貸付ける。

又それらの者により組織されている母子福祉団体に①の資金を貸付ける。

その他、公共施設内における、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品の販売、理容業、美容業等の業

務を行なうため売店又は理容所、美容所等の施設の設置、専売品販売の許可、公営住宅の供給に関する特別の配慮、母子家庭の母及び児童の雇用に関する協力を規定している。また母子福祉施設として母子福祉センター、母子休養ホームの設置が規定されている。

○ 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和37年法律オノ36号）

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和30年8月5日、法律オノ25号）の第2条2項「教育職員」のなかに実習助手が加えられた。したがって、女子の実習助手が出産する場合、産前産後の法定期間中その職務を補助するために「教育職員」の臨時的任用を行なうことが出来ることになった。

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和37年法律オノ57号）

公務傷病の範囲について、時期を日華事変まで、支給対象を軍属まで、事故を傷病まで拡大し、公務性の立証の困難な軍人等の死亡について一定の要件の下で遺族一時金10万円を支給することとし、再婚後更に婚姻を解消した戦没者の妻等に遺族年金等を支給するとともに、療養を中断したため、療養の給付を受けられなかった再発戦傷病者について復権措置を認めたものである。

2. 関係行政機関の動向、行事等

〔総理府〕

○ 老齢対策審議会要望書の提出

老齢対策審議会は4月30日総理府総務長官あてに要望書

を提出した。その趣旨は売春防止法施行後すでに6年を経たが、なお、売春事犯が後を絶たず、手段は悪質巧妙化し、地域によっては法施行前よりも露骨化した観さへあり、また一般国民の売春問題に関する認識も極めて不十分であるので、オノ8回オリンピックの開催にあたり社会環境の浄化を図ることが緊要ということである。

○ 売春をなくす運動

総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、売春対策国民協議会等の主催による標記運動が5月24日の売春防止法制定記念日を中心に実施された。本年の重点目標としては①売春は社会悪であり、すべての人々がこれを防止するよう努力しなければならないことを強調する。②娼女の救済防止と保護厚生活動を推進する。③売春助長行為の取締りを更に強化する。④地域社会の環境浄化に関する啓蒙活動を推進するの4点がとりあげられた。又本年は特にオリンピックの開催にあたり国際的な信用を高めるための、地域環境の浄化の必要が強調された。

〔文部省〕

○ 家庭教育の振興

文部省では37年度から新たに家庭教育学校を開設。これは「家庭教育が重要になってきたので両親の家庭教育について学習の機会を充実」することを目的としたもので、家庭の機能と教育的役割、親の教育上の責任と態度、こどもの発達段階と性格形成、非行の防止、しつけの問題などをテーマに開設する。

○ 全国婦人教育研究集会

文部省主催による標記研究集会が3月3日～5日まで東京

で開催された。研究主題は「全国的に行なわれている婦人の学習内容を検討し、そのとりあげかたを研究することにより、学習活動の充実をはかる」というものである。討議内容は次のとおり。

- ① 学習内容は現在どのようなものが取りあげられているか。
- ② 学習の対象、機会をひろげるにはどんな内容にしたらいいか。
- ③ 学習を充実するためにどのように条件を整備するか。

○ 婦人団体幹部研究集会

文部省主催による婦人団体幹部研究集会が8月20、21、22日の3日間、東京で開催された。指導養成、学習活動、調査と資料作成等について討議が行われ、各都道府県段階の婦人団体の幹部120名が参加した。

○ オノ8回婦人教育外国研究活動

文部省は、昭和35年以来婦人団体幹部等を海外視察に派遣しているが、本年も、婦人団体幹部等14名が欧州A班、欧州B班、アメリカ班、カナダ班の4班に分かれ10月10日羽田を出発し、約1ヶ月の視察旅行を行った。

○ 「わが国の高等教育」を発表

文部省では8月21日「わが国の高等教育」と題する大学白書を発表。新制大学の現状と問題点を指摘したもので、女子高等教育が最近急速に伸びていることが特徴としてあげられている。新制大学発足当初の25年度に約1万4千人だった女子大生が38年度には7万8千8百人と5倍以上の伸びを示している。女子学生が全学生の中で占める割合は4年制大学で15.4%、短大では70.3%にのぼり、教員養成学部では全体の48.67%、文学部は43.8%と半数近くを女子学生が占めており、特にこれらの学部での女子学生のふえ方

が最近急に大きくなっている。

〔厚生省〕

○ 母子健康センター

厚生省は重点施策として母子保健および児童対策をとりあげ、その中で母子健康センターの増設を決定している。母子健康センターは昭和33年に市町村単位に新設され、以降277カ所に設置され37年度（会計年度）には67カ所に母子健康センターが設置された。

○ 家族計画新婚学級実施要綱の決定

厚生省児童局では昭和38年以来、新婚世帯に対し家族計画指導を行なってきたが、昭和37年、事業の一層の効率化をはかるため標記要綱を決定。

幸福な家庭生活を営むための家庭の基礎作りは家族計画が行なわれなければならないとし、新婚学級を設置し、正しい家族計画の普及を図ることになった。

○ 家族計画普及運動

厚生省、社団法人日本家族計画連盟主催による家族計画普及運動が各都道府県、市町村並びに関係団体の定める3月中の1週間を期間として行なわれた。この運動は家族計画を家庭の中に普及浸透させるため市町村を単位とし地域組織活動、地域組織活動を活用するとともに、優生保護相談所、受胎調節実地指導員及び民間の関係団体の協力態勢を確立するもので、37年度重点目標として、①結婚前の人々、新婚世帯に対して正しい家族計画の知識を普及する。②母体保護の立場から、家族計画を強調し、人工妊娠中絶の乱用を防止する。③妊娠婦の登録、管理を行ない、正しい家族計画の普及につとめる、等があげられた。

○ オア回家族計画普及全国大会

厚生省、静岡県、静岡市、社団法人日本家族計画連盟、静岡県受胎調節実地指導員協会主催による標記大会が11月5、6の両日静岡県で開催された。厚生大臣表彰、日本家族計画連盟会長表彰、シンポジウム「新婚、婚前者に対する家族計画指導」、パネル討議「市町村における家族計画事業」、講演「農村の主婦と家族計画」（朝日新聞論説委員 岡野信夫氏）、「受胎調節技術の趨勢について」（群馬大学教授 松本清一氏）が行なわれた。

○ 栄養改善普及運動

厚生省では不合理な食生活を改善し、国民の文化的生活の向上を促進し、栄養知識の啓蒙、栄養改善の実践意欲の喚起等を目的として栄養改善普及運動を11月2、3日同時行なった。重点目標は①栄養改善思想の普及 ②改善に関する地区組織活動の育成強化、③栄養指導車による巡回指導の強化 ④保健所における個別指導の強化である。

○ 結核予防週間

厚生省、都道府県、日本医師会、結核予防会主催による結核予防週間が7月24日～30日の1週間にわたり実施された。主婦は家庭の健康管理者であり、主婦の力を集めて町や村から結核をなくすよう予防運動の促進を意欲的行なうことを重点目標の一つとして、主婦が実践活動に参加するよう婦人団体等に呼びかけた。実施行事としては主婦を対象とし、結核についての正しい知識、結核と経済、結核の生態、乳幼児のBCG接種等をテーマに各地で集会を開催した。

○ 厚生大臣を囲む家庭婦人の懇談会開催

家庭生活に関係深い厚生行政を進めるための懇談会が5月24日広島市婦人会館で開催された。小林厚相をはじめ砂原政務次官等が出席し、小児マヒの子供たちの職業教育施設の設置、母子健康センター運営費の補助など、生活に直結した問題がとりあげられた。なお、意見発表者16名中11名は婦人である。

○ オ8回母子衛生大会

厚生省、山形県、山形市、母子愛育会、保健福祉地区組織育成中央協議会主催による標記大会が9月27、30の両日山形県で開催された。母性保健に関する問題、新生児に関する問題、乳幼児保健に関する問題について研究討議され、シンポジウム「東北地方における母子保健の諸問題」及び研究発表「母子保健活動のあり方に関する問題、栄養、身体障害児その他母子保健に関する問題」が行われた。

○ 母子福祉法制定記念全国母子福祉大会

厚生省、全国未亡人団体協議会、全社協の共催による標記大会が11月20日東京で開催された。厚生大臣式辞などのあとで母子福祉団体の永年勤続役員表彰、地区別母子福祉会議、母子福祉行政の業務説明が行われた。

○ 全国家庭児童調査

厚生省は標記調査結果を4月28日発表した。この調査は児童のいる家庭の父母の労働状況、母の休む理由、児童の環境と身体、精神に関する状況などを明らかにしたもので、この結果は次の通りである。児童のいる世帯は全世帯の62%、このうち88.6%は一世帯一家庭だが、11.2%は一世帯二家庭、0.2%は一世帯三家庭以上となっている。児童の母の

55%は1日平均1時間以上家事以外の労働を行っており、その半数は家族従事者で、特に農業の家族従事者が多い。休む母の約4分の1は1日平均10時間以上家事以外の労働に従事している。

〔農林省〕

○ 農山漁家近代化センターの設立

昭和37年から設立されている標記センターは37年度(会計年度)には、秋田、埼玉、富山、広島のみ4カ所に設置され、現在全国で23カ所に設置されている。このセンターは農民が地域の事情に応じ、近代的な家庭生活について実習するための場であるが、最近の主婦労働に関し問題が多いため、共同炊事、共同洗たく等の主婦労働合理化のための設備を附属させることになり、新設の秋田、広島のセンターにはこの施設が附属している。

○ 生鮮食料品の流通に関する主婦モニターの調査結果

農林省は生鮮食料品の流通改善対策の一環とし、昭和38年11月東京、大阪の主婦340名をモニターに委嘱し、生鮮食料品の流通についての調査を行ない、その結果を5月18日に発表した。調査項目は①主婦はどのくらいの距離まで買物に出かけるか ②野菜、精肉の消費者価格などについてである。

○ オ12回農山漁家生活改善実績発表大会

農林省主催による標記大会が3月2日～4日の3日間東京で開催された。①生産をささえるわが家の健康生活の工夫、②収入や時間を上手にいかしたわが家の生活経営、③次代を担う子供の教育に力をそそいでいるわが家の生活、④家族やグループのみなで明るくなった私達の生活の工夫を研究

テーマにグループ代表者と生活改善普及員が参加し、研究分科会を開催。その他、「いまの生活と5年後・10年後、20年後のわが家、わが町の生活設計と抱負について」の協議分科会、生活技術判定競技会、総合研究発表会、個別体験発表会、「若者とこんな農村にされは残る」の座談会が行われた。

○ 第12回農家生活研究発表会

農林省、日本農村生活研究会の主催により模範発表会が11月5・6の両日東京、農林省農業技術研究所で開催された。「さいきんにおける農家の婦人労働の問題点—とくに農業労働と家事労働の対応について—」を中心に研究発表、研究討議が行われた。

〔通産省〕

○ 消費経済課の新設

通産省では新政策の重点項目の1つに「産業と国民生活との調和の確保」をあげ、消費者行政の拡充をはかることになり、4月1日から消費経済課を新設した。物価問題、流通問題、消費者教育などの消費者保護のほか積極的に消費需要に合わせた生産、物価、流通問題など前向きな消費者行政に取り組むことになった。

○ 計量モニターの報告結果発表

通産省では消費者保護政策の一環として、消費者の計量に対する関心を高めるとともに消費者の声を政策に反映させるために、11都道府県をモニターとして主婦200人を募集した（5月8日発表）。これらのモニターは食料品と日用品の計量が正確に行なわれているかどうかを調べることにしている。

〔労働省〕

○ 女子失業若家事サービス職業訓練所

労働省は昭和38年から設置している家事サービス職業訓練所は、就労困難な女子失業者に対して家事サービス職業への就職をはかることを目的とするものである。37年は神奈川、愛知、兵庫、福岡、長崎の5県で開所され前年開所の東京、大阪、広島にあわせて計8カ所となった。訓練中は訓練手当等が支給されるが、37年は技能習得手当が月額70円から100円となり、新たに寄宿手当月額3600円が支給されることになった。

○ 家事福祉施設

前年より設置されている家事福祉施設は前記家事サービス職業訓練の課程を修了した者のうち就業機会が得られなかった者を雇用し、その生活の安定をはかるとともに家事処理について援護を必要とする家庭に対する家事援助業務を行なうものであるが、前年の広島県に次いで本年は神奈川県に設置された計2ヶ所となった。

○ 内職公共職業補導所

未亡人、主婦等家庭外で働くことが困難な人を対象に内職就業機会の援助及び内職諸条件の向上の為の事業を行なうことを目的とする内職公共職業補導所は、37年に山梨県、徳島県で新たに開所した。これで既設の補導所は37ヶ所となった。

○ 働く婦人の家

中小企業に働く婦人の福祉の為に設置されている働く婦人の家は、前年より建設中であった愛媛県今治市の施設が完成したほか、長野県岡谷市、新潟県見附市に新たに設置され、

既設働く婦人の家は計ノミヶ所（昭和37年 会計年度）となった。

○ 事業内ホームヘルプ制度

昭和35年以来、労働者家族の福祉対策の一環として「事業内ホームヘルプ制度」の普及推進をはかって来たが、37年12月末現在、本制度実施事業場は186（内、中小企業共同方式によるもの1）となっている。

なお37年度は、東京、神奈川、大阪、岡山、長崎の各都府県で計10回のホームヘルパー養成講習が実施された。

○ オノミ回婦人週間

労働省主催によるオノミ回婦人週間が4月10日～16日までの1週間全国的に実施された。「現代社会における家庭の役割り—産業化と家庭の向還—」をテーマに①今日の家庭の諸問題について認識を深める、②社会の動きに対応して努力性をもって家庭の管理にあたる、③家庭の趣親について認識を深める、④婦人が果たすべき役割りについて検討するを運動の重点項目としてとりあげた。週間中の中心行事であるオノミ回全国婦人会議は4月14日から17日の4日間労働省、日本放送協会の主催により東京で開催された。全国より公募した60名の会議員が「今日における家庭の役割—産業社会の進展の中で—」を主題に家庭の問題を見なおし、婦人が果たすべき役割りについて検討した。なお、各県でも地方婦人会議をはじめ多彩な行事がくりひろげられた。

またオノミ回婦人週間の実質として、インドネシア共和国社会大臣ルシア・サルジョノ女史が労働大臣に招待され来日、婦人週間の諸行事に参加した。

○ 国際婦人問題懇談会

労働省婦人少年局で9月10日、日本の社会・労働事情の視察のため来日したドロシー・ヘイナ―女史を迎え「働く婦人の地位と社会的責任」につき講演と懇談会を開催した。

女史は全米自動車労組の本部役員とし男女同一賃金、母性保護、婦人の雇用機会、訓練等の推進にあたりと同時に婦人団体と協力して婦人のための立法措置等に尽力している。

○ オノミ回働く婦人の福祉運動

労働省婦人少年局主催によるオノミ回働く婦人の福祉運動が9月15日～24日の10日間実施された。本年の運動目標は「婦人の能力を職場にいかそう—労働意欲をたかめる機会をひろげることによって—」である。すなわち、婦人の労働意欲をたかめる機会をひろげることによって婦人が職場で能力を十分に発揮し、その職業上の地位を向上させるとともに、社会の発展に貢献することを目指すとしている。

この運動の中央行事として婦人職場指導者セミナー（次項参照）、地方行事として婦人職場指導者一日研修会、婦人の能力を職場にいかす研究会等が開催された。

○ 婦人職場指導者セミナー

労働省婦人少年局主催による前記働く婦人の福祉運動の一環として、日本労働協会、婦人少年協会の共催で9月16日～18日の3日間職場のオ―線に働く婦人指導者を対象に「婦人職場指導者セミナー」が開催された。このセミナーは働く婦人の地位を高め、職場での経験と能力をいかして後輩の指導にあたる婦人の職場指導者としての資質を向上させる

ことを目的とするもので全国より61名が参加。

○ 労働者家族福祉運動

10月15日～24日の10日間労働者家族福祉運動が行われた。この運動は事業主、労働者、労働者家族の主婦及び関係機関・団体の労働者家族福祉についての関心と理解を喚起し、家族福祉のための活動が自主的かつ積極的に進められるよう促すことを目的としたものである。この運動の実践活動として、昭和37年より5カ年計画による勤労者家庭消費生活向上運動も行なわれており、本年はその3年度にあたり、「文化教養の充足のために、消費生活をととのえる」ことをテーマに行なわれた。この運動期間中、各地で勤労者家庭消費生活向上会議、労働者家庭生活技術指導、モデル地区における生活指導援助等が行なわれた。

3. 政党の婦人関係施策等

昭和37年は、前年に引きつづき、各政党とも婦人問題の重要性を認め、その対策は拡充強化されている。各政党の婦人対策は次の通りである。

(1) 自由民主党

同党では37年11月より「婦人憲章」の検討をつづけてきたが、同年12月14日、草案を発表した。これは、前文、婦人の立場と権利、民族伝承の任務と権利、婦人の社会と近代化の四項目からなり、昭和40年5月に開催される婦人参政20周年記念全国大会に提案されてから、党大会(41年1月開催予定)において決定されることとなっている。

上記以外の同党の婦人対策は、「わが党の基本方針、才10婦人組織活動方針」によれば次の通りである。「婦人運動の一般情勢」のなかで、「わが党として組織の対象としている婦人は、その大部分が家庭の主婦」と述べ、「実施要項」として、

イ、組織活動 都道府県連の市町村単位の婦人部組織の拡大、強化、婦人指導者の養成等。

ロ、一般婦人対策 地域の各種婦人団体との話合、自由な平和勢力への理解と積極的参加を求める活動、全国婦人団体幹部との懇談の場をつくること、婦人団体及び指導者を対象にする研究会、協議会を開催し、自由と民主主義を守る共同体制の確立等。

ハ、農山漁村、中小企業婦人対策 農山漁村婦人会談の開催、農村の食生活活動をはかり、キッチンカーの巡回活動、農村生活近代化の為に相談活動、中小企業組織との懇談会をもち「住みよい町づくり」などの共同活動を行なうこと。

二、国際協力活動の推進 アジア婦人会議の開催、婦人指導者の国際交流、各国婦人活動の研究、情報交換、AA諸国との友好提携。

ホ、教育活動 政治知識の啓蒙、国際情勢の理解を深めるための種々のPR活動等。

ヘ、母の手による社会教育活動 青少年不良化防止の為、学校教育、家庭教育、社会環境の欠陥を母の愛護によって是正補足する運動を行なう。

ト、研修活動の強化

(2) 日本社会党

同党中央本部婦人局「1964年度活動方針」によれば同党の婦人対策は次のとおりである。

同方針の「まえがき」のなかで、「常に戦争政策と対決し、反独占の闘いの先頭に立つ社会党は」解放を約束する政权を打ち立てるとし、「この中核体となる婦人党員の使命こそ、本当に重要であることを、本年度のはじめに当って確認し合ひ、社会党が、真の革新政党としての役割を果たすために、私達が前衛とならなければならない」と述べている。「婦人の権利をまもる闘い」の具体的な対策は下記のとおり。

イ、労働婦人に対しては——大巾賃上、同一労働同一賃金、最低賃金の確立・合理化政策に反対し婦人の権利をまもる・婦人労働者の登用、雇用分野の拡大・母性保護のために労働基準法の完全実施・社会施設などの整備、教育の機会均等の確立・ILO 100、102、103、87号条約の批准促進・中小零細企業、内販婦人の組織と家内労働法の制定。

ロ、農村婦人に対しては——「農民憲章」による基本的権利

の保障・在宅就業者の組織化・母性保護のための医療施設の拡充・社会保障の確立・生活共同施設などの整備・農協婦人組織協議会の組織強化

上記以外の婦人に対する活動をあげると

イ、くらしを守るたたかい(家庭の主婦を中心とする対策)——物価や税金の値下げ運動、夫の賃金引上げ運動との提携と社会保障の充実など

ロ、子どもをまもる闘い

ハ、憲法をまもり平和をまもる闘い

ニ、共同活動(母親大会・婦人月間など)

ホ、国際交流

をあげる。

(3) 民主社会党

「オ六回全国大会決定集」によれば、同党の婦人対策は次の通りである。婦人党員は日常並びに選挙活動を通じて婦人大衆の党への支持を固め拡大していくこととし、具体的な対策としては、

イ、婦人対策機構の確立——婦人党員の獲得、党活動への積極的参加、党員の連帯性を高める為に支部連、並びに選挙区に婦人対策機構を確立し、組織的に行動できる体制を築く。

ロ、党費完納運動の推進

ハ、日婦教室の育成強化と党との連携——婦人大衆の支持層を拡大する為党の外郭団体である日婦教室の育成をはかる。

二、生活を支える運動——物価問題、婦人と子供を守る対策、消費者保護、時局問題等、時宜に逸した問題をとり上げ、党及び日婦教並びに「同盟会教育婦」と共同活動をすすめる。

ホ、同盟会教育婦との交流連携

ハ、内外諸団体との接触——国内的には、民主的諸団体、国際的には国際民主社会主義婦人同盟と常に連絡を保っていく。

ト、母性保障法制定促進運動——婦人対策として他党に先がけて発表した母性保障法の立法化を促す為、あらゆる機会をとらえてその重要性和必要性を宣伝し世論を高めていく。

チ、学習活動の実施

(4) 日本共産党

「日本共産党オラ回大会特集（前衛／月臨時増刊）」によれば、同党の婦人対策は次のとおりである。

日本共産党オラ回大会にたいする中央委員会の報告・オラ節わが党の当面する諸任務、ヨ各分野の大衆斗争の課題、〔婦人〕のなかで、「現在婦人は、米日反動の軍国主義復活、高度経済成長政策のもつともひどいしわよせを受け、多くの苦しみと要求をもち、職場や地域で立ちあがり、政治的にめざめつつある。」と分析し、その中で、新日本婦人の会の組織の拡大強化、米組織婦人労働者、農村婦人の組織化にとりくむとともに、母親大会などを通して婦人戦線の統一と発展に努力するとしている。

具体的な課題は「わが党の当面の要求」によれば、

イ、性と年齢による一切の差別待遇に反対し同一労働同一賃

金の実施・働く婦人の権利の保障・母性保護の実施。

ロ、婦人の地位の向上をさまたげている、半封建的なもの、ものの一掃。

ハ、働く母親の為に、学童保育・乳幼児保育の為に施設の増加と内容の充実・母子世帯の生活保障など。

ニ、食困・失業・災害・病気・事故・出かせぎなどによる家庭の破壊に反対し、その法的保護を要求。

ホ、婦人組織にたいする政府、資本家の圧迫、干渉の排除。

(5) 公明党

今年新たに発足した公明党の婦人対策と見られるものは、同党の政策「大衆福祉をめざして」によれば次の通りである。

イ、母子福祉対策——母子福祉年金の拡充増額・所得税の寡婦控除額の引き上げ、住民税全額免除・保育所を増設するとともに働く母のための母子総合センタとする・母子福祉年金の貸付制度の大幅拡大・母子家庭の生活確立の為に取組補導、事業相談、身元保証等・低家賃住宅の増加と、母子寮の改善。

ロ、母子保健——妊産婦の保護と指導、母子健康センターの設置。

ハ、婦人労働者対策——男女同一賃金制度の確立、働く婦人の分野拡大にともない取組補導と指導紹介を行なうこと、未亡人等中高年婦人の為に公的機関による内取あっせん、補導、内取技術の開発等。

ニ、家内労働法の制定——家内労働法を制定して、内取などに従事する家庭の主婦や未亡人などの福祉につくす。

Ⅲ 婦人の組織活動

1. 概 観

昭和37年における婦人団体などの組織活動状況について述べる前に、同年の婦人団体会員数の増減をみると、地域・区域などによって組織されている団体、ならびに特定の目的のもとに組織されている団体ともに大きな変動はみられなかったが、後者のなかで、くらしの会、日本婦人会議の増加が目につく。この年に新たに結成された全国的な婦人の組織としては、生活改善実行グループ全国連絡研究会、全国更生保護婦人協議会、日本退職女教師連合会有る（「8. 新たに結成された組織」参照）。なお、全国的な組織とはいえないが、主婦連合会副会長三巻秋子氏が同会を脱退し、東京を中心とする新たな組織として消費科学連合会を設立したことが社会的にも注目されたことを指摘しておく。

昭和37年の婦人団体などの組織活動について概観すると、前年に引きつづき消費者物価の安定、消費者保護行政の確立、子女の教育、保健衛生、地域住民の福祉のための地方自治の確立、平和の問題などをめぐってプレッシャーグループとしての活発な活動を展開している。

注目される活動としては、消費者物価の値上がりに対し、物価安定対策を政府に望むための婦人団体の集会、請願、決議などが年間を通して行われた。一方、主婦連合会等を中心に、品質検査研究会等を含む消費者教育や消費者保護行政の整備・拡充をはかるための活動も前年に引き続き活発に行われた。

子女の教育問題については、前年に引き続き青少年の非行化防止がとりあげられ、全国地域婦人団体連絡協議会、東京母の会連合会等が中心となり、「青少年をタバコの害から守る運動」「俗悪なマスコミから青少年を守る」ための研究発表会などが

行なわれた。また、保育施設の増設についても、都市・農村をとわず、婦人団体が単独に、あるいは他団体と協力して前年に引き続き活発な活動を行なった。

保健衛生、生活環境整備なども最近数年来、婦人団体が関心を示しているものであるが、37年にとくに目立つものとしては、「母子保健法」制定をめぐって日本助産婦会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国産婦人部などが「母子保健法」促進連合に参加し同法制定に協力したことがあげられる。また、オリンピック開催をめぐって、東京都地域婦人団体連合会が公衆道徳についての五の目標をかかげ、関係官公庁、一般市民への協力を呼びかけたことである。

37年は地方議員の報酬の引上げを規制するために地方自治法の改正や、東京都の水不足をめぐって婦人の地方自治への関心が高まった年でもある。このような声を背景として、各婦人団体が関係行政機関へ要望書を提出するなど、地域住民の福祉の立場から地方自治へ取り組んだことが注目される。

その他、前年に引き続き平和の問題も多くの婦人団体がとりあげているが、とくに、37年は原子力潜水艦寄港をめぐっての諸活動が目につく。

上述のようなプレッシャーグループとしての活動のほかに、婦人団体は社会福祉、婦人の地位向上など関係官公庁主催の行事に協力する一方、各婦人団体主催の研究会、講演会、定期集会なども開催している。

2. 婦人及び婦人の生活に関連ある要望（主として法律・条例等に關するもの）

・風俗営業等取締法のノ部を改正する法律案の審議中、衆参婦人議員懇談会——世話人江藤みつ（参・自）、山口シツエ（衆・社）、本島百合子（衆・民社）、市川房枝（参・無）——で

は新宿、渋谷のトルコ風呂、ボーリング場、ヌードスタジオ、深夜喫茶を視察。参院ニ院クラブで懇談会を開き、①深夜喫茶は地方条例にまかせず本法で禁止するよう修正に努力すること、②ヌードスタジオは売春につながるおそれがあり、その営業を禁止すること、③トルコ風呂については公衆浴場法を改正し個室を禁止すること、④ボーリング場は営業時間等を規制することの4項目を両院地方行政、社会労働各委員会に申し入れた。(2月14日)

・婦人団体国会活動連絡委員会(YWCA、看護協会、婦人矯風会、有権者同盟、平和自由連盟日本支部、全地婦連)は参議院地方行政委員会で審議中の「風俗営業等取締法の一部を改正する法律案」につき、同委員会委員に対し下記項目の要望書を送った。①都道府県の条例で深夜喫茶を取締るのでなく、本法で禁止するよう。②トルコ風呂、ヌードスタジオは法の目をくぐった全くの赤線復活の状態であるのでこれらを含めた取締り改正を行なうよう。③ボーリング場を健全なスポーツとして規正するよう。(2月18日)

・東京都地域婦人団体連絡協議会では、東京都青少年問題審議会に於て答申案作成中の「青少年保護条例」の中から、有害図書等の禁止、の項目を削除するよう要望書を都青少年協会の同総会に提出した。(4月24日)

・主婦連合会は赤沢自治相に対し、①地方議員の報酬、手当はオ3者で決めるよう自治法を改正すること、②国会議員の場合もオ3者決定の制度をとることなどの要望書を提出した。(5月14日)

・婦人団体国会活動連絡委員会の代表は、赤沢自治相、黒宮官房長官に対し地方議員の報酬引上げを規制する地方自治法の改正、公聴会の開催等を申し入れた(5月20日)

・婦人民主クラブは東京都青少年健全育成条例は青少年の非

行化防止に名をかりて都民の生活、文化を規制するもので、日本国憲法に違反するとして、都議会議員に条例制定に反対する旨の要望書を提出した。(6月4日)

・日本婦人有権者同盟は東京都特別取報酬等審議会をおとすれ、①議員の報酬の仕くみを一本化し、とくに政務調査費は報酬の中にくり入れること等を申し入れた。(6月24日)

・日本婦人有権者同盟は憲法調査会の報告書の発表に際し、憲法調査会における改憲論に対し反対する旨の声明を行なった。(7月6日)

・婦人団体国会活動連絡委員会の代表7名は首相官邸に鈴木官房長官をたずね、新内閣に次の要望をおこなった。要望事項は①政治家の倫理性を昇揚すること、②党近代化を速く実現すること、今回の総選挙に際し、派閥斗争が甚だしくなったことを遺憾とする、③物価騰貴による所得との悪循環を絶ち、国民生活の安定をはかられたい、④予算の成立している国民生活局の設置を急ぎ、消費者の保護対策を樹立されたい、⑤速やかに総理府に青少年局を設置し、青少年問題の解決に努力されたい、⑥民主主義の基本である公明選挙の普及徹底をはかられたいというものである。(7月30日)

・全国地域婦人団体連絡協議会は、経済企画庁を訪れ、「国民生活局をすみやかに設置して欲しい」旨の要望書を手渡した。これはオ46国会で経済企画庁設置法の一部改正が見送られたために、全地婦連オ2回全国研究大会でその設置促進が決議され、申し入れを行ったものである。(8月14日)

・自由民主党婦人部「全国婦人代表者会談」が東京で開催された。保育関係予算の大幅増額、身心障害児対策の充実など具体的な予算措置の要求と母性保護法の制定、経口避妊薬の市販禁止などを政府への要望事項として決議した。(9月14日・15日)

・参事婦人議員懇談会では映画「白日夢」、「肉体の門」を観覧の後、意見交換を行ない、審査規程について映倫に申し入れを行なった。(7月22日)

・婦人団体国会活動連絡委員会は、国会議員の歳費の値上げは、国民感情を無視した行動であり、また国会議員の歳費手当は一本とし、課税対象とすべきである旨の申し入れを船田毅院議長に行なった。(7月17日)

・婦人団体国会活動連絡委員会の代表6名は、佐藤新内閣に対して、①物価騰貴の抑止と国民生活の安定、②国民生活局、青少年局の設置、③農家主婦、精密工業女子労働者、看護婦の労働状態の調査並びに労働条件の向上、④売春防止法、酒によって公衆に迷惑をかける行為等の防止に関する法律、未成年者禁酒禁煙の励行、⑤中国の国連加盟支持、非核武装会談促進、⑥自民党内の派閥解消と党近代化、⑦公明選挙の普及徹底の7項目の要望書を提出した。(7月18日)

3. 物価・消費問題

・主婦連合会主催の第4回消費者ゼミナールが東京で開催された。物価対策懇談会委員稲葉秀三氏による「政府の物価対策」についての講演、経済企画庁宮沢長官による「国民生活局」設置についての説明の後、これからの消費者運動を婦人団体でどのように展開し実行するかについて全体討議が行なわれ、下部項目につき申し合わせを行なった。○婦人の政治力で福祉社会の建設を、○繁栄の中のひずみをなくそう、○強力な国民生活局を主婦の手で、○くらしの合理化は家族ぐるみで。(7月29日)

・第4回「新生活と貯蓄」全国婦人の集いが東京で2日間にわたり開催された。新生活運動協会、貯蓄増強中央委員会共催、主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国農協婦人組織

協議会、全国漁協婦人部連絡協議会、全国未成人団体協議会等の協賛。第1日目は「これからのくらしと貯蓄」(日本銀行調査局長吉野俊彦氏)の講演ののち、統一テーマ「これからのくらしのあり方」について6分科会に分れ話し合った。2日目は各分科会報告と全体討議が行なわれた。(7月30・31日)

・主婦連合会では常任委員会、都内のデパート、有名食料品店からこの数種の魚の切身を買い集め農林省水産研究所主任を招き、魚の表示についての鑑定を依頼した。その結果、魚の表示が不統一であるために「正しい表示を行なうよう」水産庁長官、東京都、東京中央卸売市場に要望した。(2月19日)

・総評、中立労連の春斗共闘委員会主催により、全国主要都市で高物価と重税に反対する婦人総決起大会が行なわれた。東京では、約1,000人の婦人を集め、○生活を破壊する物価値上げ反対、○労働災害から父や夫を守ろう、○大幅値上げ、○生活に食い込む重税反対の決議を採択した。また、春斗の一環とし、公労協では、各組合の主婦を中心として労働者に対するすわりこみと国会、政府公労委、関係当局に対し請願陳情を行なった。(3月24日)

・第2回全国消費者大会が東京で開催された。「消費者政策を三党に聞く」(自民党政務調査会長三木武夫、社会党政策審議会長勝間田清一、民社党婦人対策委員長本島百合子各氏)をテーマにパネル討論会を用いた。この討論には消費者代表として勝部主婦連事務局長、田中地婦連事務局長、芹沢全国女の会家計研究委員などが参加した。(5月20日)

・消費者団体連絡会(日本生活協同組合、総評、主婦連合会、全労、婦人民主クラブ)では牛乳の2割値上げに対し反対の態度をおきらかにした。(5月28日)

・消費科学連合会の総会式が東京で行なわれた。この連合会には主婦連合会を脱退した三巻秋子氏を中心に、「消費者生活を

合理化するために、物価対策を主婦の手で実現しよう」のスローガンをかけ、消費生活の近代化を推進することを目的に結成された。会長＝三巻秋子、副会長＝吉田静江、戸田つる、菊地むつみの各氏が選出された。(6月5日)

・主婦連合会では小林厚生大臣に対し、北九州市で行なわれているクリーニング低料金営業を一般並に引き上げるようにとの厚生省の規制命令発動に反対する旨の陳情を行なった。(7月7日)

・消費科学連合会は牛乳研究会を開催し、農林省、厚生省、東京都牛乳商業組合、東京飲用牛乳協会、全日本パン協同組合連合会の代表を招いて持ちよった牛乳の品質検査をおこない、品質規定より大半が安い牛乳であることと明らかにし、抗議した。(8月19日)

・主婦連合会主催の第14回夏の主婦大学が東京で開催され、「主婦の役目」(暮らしの手帳社編集長花森安治)、「ふたつの生き方」(九大教授高橋義孝)、「流通革命と消費者」(国立横浜大教授長州一三)、「くらしと憲法」(法政大教授水伸)、「物価はどうなる」(吉野俊彦)、「家族の健康づくり」(医博奈良林祥)等の講演が行なわれた。(7月10日～3日)

・新日本婦人の会代表は農林省を訪れ、食糧方長官に対し米価値上に反対する抗議文を手交し、また、国鉄本社をおとすれ、運賃値上げ反対の要望書を手渡した。(10月20日)

・主婦連合会は高橋経済企画庁長官を訪れ、最近の生活の実態と物価抑制策につき懇談し、消費者米価、公共料金、理髪、パーマ等のサービス料金値上げに反対する旨の要望書を提出した。また、街頭に出て、物価値上反対のプラをくばり、署名運動を行なった。(10月22日)

・主婦の「一日米価審議会」が総評主婦の会と日本婦人会議の主催により東京で開催された。消費者米価を米価審議会や

商談にまかせず、直接会所をあづかる主婦の声を政府に伝え、値上げに反対しよう」というもので主食の差別の撤廃等が討議された。(11月5日)

・全国消費者大会が全国消費者団体連絡会の主催により東京で開催された。主婦連合会、日本生活協同組合連合会、婦人民主クラス、全地婦連等が参加し、第1日は公共料金値上げと重い税金、消費攻勢と諸物価の値上げ、消費者運動と消費者行政の3分科会で研究討議が行なわれた。第2日は、○物価値上げ政治に対する決闘、○消費者米価値上げに抗議し、撤回を要求する決闘、○国鉄等交通運賃値上げに反対する決闘と大会宣言を採択した。大会後、経企、通産、農林、厚生、運輸、公取の各省庁に陳情、デモ行進を行なった。(11月7、10日)

・主婦連合会代表は佐藤首相と会話し、消費者米価値上げの再検討、公共料金値上げの抑制、流通機構の改善、民間人の参加する物価安定対策国民協議会の設置、消費者行政の推進など6項目の要望事項を申し入れた。(11月16日)

・婦人民主クラスも物価値上げ反対の要望書を佐藤首相に対し提出した。(11月26日)

・消費者米価値上げ反対、生活を守る中央婦人集会在、東京で開催された。この集会は母親大会連絡会、日本婦人会議、新日本婦人の会、婦人民主クラス、くらしの会等14団体の代表が参加、米費あいさつ、米価審議会についての報告、決闘採択の後、大根、白菜を入れた買物袋をさげ、衆参両院に消費者米価値上げ反対の請願デモを行なった。(12月1日)

・中央物価公聴会が総評主婦の会、総評婦人部などの主催により東京で開催された。経済企画庁、食糧庁、東京都経済局、総評の出席を求め、消費者米価値上げ、諸物価値上げ問題につき質疑応答が行なわれた。公聴会後、参加代表が各関係各官庁に対し物価値下げの陳情を行なった。(12月14日)

4. 子女の教育

○東京都地域婦人団体連盟では、常任委員会を開き、アメリカ公衆衛生局から発表されたタバコ有害報告に基づき「青少年をタバコの害から守る運動」を開始し、厚生省にタバコの害についての調査会の設置を、日本専売公社にタバコの宣伝を自粛するよう要望した。(7月16日)

・子供を守るための「明るい家庭づくり」推進大会が東京都社会福祉協議会主催により開催された。東京母の会連合会、「主婦連合会、東京都地域婦人団体連合会」の参加のもと、青少年の犯罪を防止し、明るい家庭を作るためにどうしたらよいかを中心に討議が行われた。(3月18日)

・東面母のつどいが「俗悪なマスコミから青少年を守るために手を結びましょう」のテーマのもとに開催された。東京母の会連合会が大阪青少年を守る母の会に呼びかけたものを映画、出版物、広告についての研究発表会と一般討論会が行われた。研究会の後、文部省、総理府に陳情、協力を求めた。(8月27・28日)

・全国地域婦人団体連絡協議会では「青少年をタバコの害から守る運動」の一環として喫煙調査の結果を発表。この調査は地婦連参加の各都道府県団体委員の家族を対象に実施したもので、この結果「未成年者の喫煙問題」がもっとも重要問題として指摘された。(9月15日)

5. 保健衛生・生活環境整備

・昭和38年8月、婦人民主クラブがよびかけた「出産費用は国の手で」の運動は、同要求矛の懇談会において、日本母親大会をはじめ婦人が多く集まる機会や団体などによびかけて、幅広い運動にするよう申しあわせがなされた。(5月25日)。

・「オギヤー献金」が日本母性保護会協会の事業の一環とし

て7月1日より発足した。この運動は健康な子供を生んだ母親がその喜びを表わすため10/100から100/100までの献金をし、身心障害児救済のため使用するというものである。(7月1日)

・東京都地域婦人団体連合会では「オリンピックを成功させるために5つの約束を守りましょう」のスローガンをかけ5つの約束運動(①列への割り込み、②歩きながらの喫煙、③ところかまわぬゴミ捨て、④痰っぱのはき捨て、⑤街頭でのよっぱらいをやめましょう)を展開することになり、東都知事、中央関係官庁、一般都民へ協力を呼びかけた。(7月6日)

・オギヤー全国祭母大会が東京で開催された。身心不自由児教育の中で働いている祭母たちが「たたかひの成果とたたかひの方向」、「寄宿舎教育をどうすすめるか」を討論し、文部、大蔵、労務各省および人事院へ交渉を行なった。(8月8日)

・東京都の水不足に対し、日本婦人有権者同盟では自治省、厚生省、東京都に対し、○目前の水ききん対策として乏しい水を公平且つ合理的に配給すること、○水道行政の改革をはかること等を申し入れた。(8月20日)

・東京母親連絡会では新日本婦人の会、婦人民主クラブ等各婦人団体、労務組合等65団体に呼びかけ水問題対策会試準備会を結成、水不足の根本的解決をめざして大衆運動を行なうことなどを決定した。(8月21日)

・オギヤー下水道促進全国婦人大大会が東京で開催された。全国地域婦人団体、主婦連合会、日本婦人有権者同盟が協賛団体として参加。○下水道及び終末処理施設緊急整備5カ年計画を速やかに閣議決定されたい、○下水道の国庫補助金及び起債を大幅に増額されたい、○水洗便所の普及促進策を講じられたいの三決議を採択した。(9月3日、4日)

・「母性保健基本法」促進連合会の結成。この連合会は厚生省が母子保健一般指導、家族計画特別対策事業を従来の補助金

から交付税に移行することを省議決定したため、これらの措置は従来からつみかさねて来た同事業を後退させることになるとし、日本助産婦会、日本産性保護医協会、日本家族計画協会など民間ノミ団体により結成され、「産性保健基本法」の制定を促進することになった。(9月10日) その後、12月に、全地婦連、主婦連合会、全国農協婦人部が新たに参加した。

・オムロ農民の健康会議が全国厚生連、日本農村医学会の主催により開催された。テーマは主婦農業と健康問題とその対策が、農村医療関係者、農協婦人部員により研究討議された。(9月16日)

6. 平和運動

・婦団連、社会党婦人対策部、共産党婦人対策部、日朝協会婦人対策部、婦人民主クラブ、新人民主クラブ、新日本婦人の会、くらしの会、日本婦人会議、母親大会連絡会などの代表30名が集まり、人権と人道を守るため「在日朝鮮人の祖国往來のねがいを支持、日朝間の往來の自由を支持する」ことを申し合わせた。(1月18日)

・全国北地婦人団体連絡協議会は臨時理事会を開き、日本原水協から正式に脱退することを決定した。脱退問題は、最近2～3年来全地婦連の懸案となっていたもので、日本原水協の再組織は承認できない旨の声明発表後、脱退も同然の立場をとっていた。(4月4日)

・原水爆禁止日本協議会主催による第10回原水爆禁止世界大会は7月30日の国際会議に始まり、京都、大阪、広島集会、長崎大会をもって終了した。京都世界大会総会には大山柳子(新日本婦人の会代表委員)も議長団として選出された。

また、原水爆禁止広島・長崎県協議会原水爆被災三県連絡会議主催による「原水爆禁止、被爆者救援、核武装阻止、軍備全廃を世界に訴える広島、長崎大会」は8月3日、5日～7日、9日に開催。6日の大会では「働く婦人」「主婦」などの階層別分散会が行われ、くらしの会、婦人民主クラブ、日本婦人会議、総評主婦の会々員などが参加した。

・新日本婦人の会はベトナム問題に対しアメリカ大使館、日本政府に抗議を行なった。(8月5日～7日)

・婦人民主クラブはベトナム問題、静岡県御殿場における米海兵隊キャンプでおきた日本婦人射殺事件などについてアメリカ大使館、日本政府に対し抗議文を提出した。(8月12日)

・米原子力潜水艦寄港を認める旨の米政府への政府回答をめぐり日本婦人有権者同盟は、池田首相、外務省、科学技術庁等あて抗議声明書を提出した。(8月28日)

・人権を守る婦人協議会は原子力潜水艦寄港反対世話人会を開催し、今後の活動方針等を決定するとともに、原子力潜水艦の日本寄港に反対する日本婦人へのアピールを作成した。参加団体は日本婦人会議、婦人民主クラブ、日本女性同盟、くらしの会、日本母親連絡会、日本社会党の6団体から構成されている。(9月10日)

・日本母親大会実行委員会主催による原子力潜水艦寄港阻止日本母親集会在東京で開催された。参加団体は婦人民主クラブ、日本婦人会議、日本基督教婦人矯風会、新日本婦人の会などで、大会後、新宿までデモ行進が行われた。(9月30日)

・婦人民主クラブは中国のおこなった核実験に対し、あらゆる核実験反対の立場から遺憾である旨の声明を発表した。(10月17日)

・「原子力潜水艦寄港反対母と娘の行進」が人権を守る婦人協議会主催で東京で行われた。原子力潜水艦寄港反対の決意表明、政府ならびにアメリカ政府に対する抗議を行ない新宿公園まで提灯デモが行われた。参加団体は日本女性同盟、日本婦人会議、婦人民主クラブ、くらしの会、新日本婦人の会、総評主婦の会、全電通、全通信婦人部など37団体。(10月28日)

2. 公明選挙

・日本婦人有権者同盟、理想選挙普及会では7月10日に行われた自由民主党総裁選挙に際し、「金のかからない公明選挙」の実現を3候補と代議員あて申し入れた。(7月1日)

8. 総会・大会等

・国連NGO国内婦人委員会は国際連合第18回総会報告会を東京で開催した。国連総会に政府代表代理として出席したスミエ氏らを超えて開かれたもので、外務省国連局長から第18回総会での7委員会の成果につき説明の後、政府代表橋本健太郎氏(ジマペ

シタイムス社長)から第1委員会、政府代表代理スミエ氏(日本婦人法律家協会会長)から第3委員会についての報告が行われた。(1月18日)

・「39年度予算をきく会」が財団法人婦人会館、日本婦人有権者同盟の共催により東京で開催された。大蔵省主計局、農林省生活改善課、厚生省生活課、厚生省生活課、厚生省母子福祉課、文部省婦人教育課、労働省婦人少年局庶務課、建設省から各省の婦人関係予算の内容について説明があり、質疑応答が行われた。

(1月26日)

・第11回婦人月間が3月8日から4月16日まで実施された。本年の婦人月間スローガンは○世界の婦人と手をつなぎ、平和共栄、民族独立、完全軍縮をかちとろう。○すべての婦人は手をつなぎ、婦人の解放をかちとろう。というものである。主催は国際婦人デー中央実行委員会、総評、中立労連、婦団連、日本母親大会連絡会、日本婦人会議、新日本婦人の会、婦人民主クラブ等が参加し、東京では約9千人の婦人が集まり国際婦人デー中央集会在開催された。また、各地で国際婦人デーの集会在開催された。(3月8日)

・新日本婦人の会第2回大会が東京で開催された。○国産生フック投与問題について、○沖縄新婦人のたたかひ、○アジア婦人との連帯についての特別報告の後、記念講演「学習をし、にんしきを高めて思想をきたえる」(共産党藤澤克己氏)が行われた。第2日は事務局提案の議案討議のうち、日韓会談に反対する決議、日中国交回復を要求する決議、第9回働く婦人の集会を成功させるための決議、日朝往来の自由実現を要求する決議、南ベトナムにおける毒物使用に関してアメリカ大使館への抗議、たたかうアジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国民との連帯の決議を採択した。なお、新代表委員に、平塚らいてう、勝目テル、柳田ふき、羽仁説子、北岡寿子、帯刀貞代、石井あや子、加田アサハ、事務局長に小笠原貞子の各氏を選出した。(3月21、22日)

・第8回全国地域婦人団体指導者研修会が全国地域婦人団体連絡

協議会、新生活運動協会の主催により開催された。各都道府県地域婦人団体幹部約100名が、○社会道義を高める、○青少年の環境をよくする、○消費者教育をすすめるというテーマで分科会、婦人団体の運営につき研究討議を行なった。(3月23日)

・日本女性同盟第4回総会が東京で開催され、総会の名において、「日本原水協に協力、国の内外の活動家は分裂を超えて一つになるよう希望する」旨の声明を発表した。新役員として理事長＝藤間耳加栄、副理事長＝加納きく、
居沢寿、平野嘉智子、事務局長＝鈴木定子の諸氏を選出した。(3月29日)

・日本婦人会議では「婦人月間記念集会」を働く婦人、主婦を対象として東京で開催、「日本の婦人運動をかえりみる」というテーマで、沖血市子(衆議院議員)、藤原直子(参議院議員)、山本まさ子(総評婦人部)の各氏が初期の婦人運動から現在にいたるまでの体験を話し合った。(4月4日)

・第7回大学婦人協会総会が名古屋市で開催され、昭和39年度活動方針、規約改正などの審議を行なった。昭和39年度事業計画は従来からの継続のほか新事業として、○地域研究(東南アジア)、○会館設立計画の推進、○婦人の社会的活動とその分野の研究、○新設及び拡大委員会による新事業などを決定。新役員として、会長＝北村孝、副会長＝村井孝子の両氏を選出した。(4月5日)

・第7回婦人会議が東京で開催された。主催は日本基督教婦人矯風会、婦人国際平和自由連盟日本支部、東京キリスト教女子青年会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本看護協会、日本婦人有権者同盟で、講演「現代社会と婦人」(神奈川大教授大熊信行氏)ののち分科会に分れ討議が行なわれた。分科会テーマは、①憲法改正と婦人の立場、②どのようにして婦人を公職に進出させるか、③売春等環境浄化とどのようにするかで、各分科会では、○国の平和を脅し、婦人の地位を後退させる憲法改正に反対し、憲法の正しい理解を深めるために学習をすすめてまいらう、○有能な婦人

をなく見出し、婦人団体が結束してあらゆる公職に送り出しましょう。○オリンピックを前に売春等風紀の取締りについて強力な具体策を講じるよう促進しましょう、という申し合わせを行なった。(4月10日)

・日本婦人教皇の会4回全国総会が、東京で開催された。昭和39年度活動方針、予算案につき審議したあと、社会浄化運動推進、日のあたらぬ人を守る運動、平和運動、物価問題、消費者問題推進、衆参両議院選挙につき討議を行なった。新役員として、会長＝永松常子、副会長＝阿部静枝、吉田芳子の各氏を選出された。(4月13日)

・日本婦人教皇の会、同盟会議青年婦人部、民社青連、全炭婦連、海友婦人会、全文協、民社研、日労教の8団体主催による「第5回全国婦人の集い」が「変ばらする社会と人間関係—きずこうよりよい人間関係—」を中心テーマに東京で開催された。基調講演「変ばらする社会と人間関係」(中央大学教授武蔵光朗氏)の後、7分科会に分かれテーマにそった討議が行なわれた。(4月14、15日)

・第9回働く婦人の中央集会が総評、中立労組が中心となり、職場婦人を中心に「婦人労働者の力を労働組合に結集し、婦人の働く権利を確立しよう」という中心スローガンのもとに東京で開催された。第1日は賃金、合理化、組織、保育所、平和の5分科会にわかれ分科会活動が行なわれ、2日目は全体討議、大会宣言、決議案を採択した。(4月19、20日)

・日本看護協会の通常総会と研究学会が東京で開催された。保健婦会、助産婦会、看護婦会の各部会総会が行なわれ、第2日目は総会、研究学会が行なわれた。新役員として、会長に林温、第1副会長に崎川サン子、第2副会長に田中志ん、第3副会長に石本茂の各氏を選出された。(4月24、25、26日)

・第9回働く婦人の中央集会が婦人連などの婦人団体、労組を中心に「日韓会談紛争、日中国交回復、安保政策」の3つをすべて

の働く婦人は結集しよう」という中心スローガンのもとに東京で開催された。(4月26、27日)

・日本婦人有権者同盟第20年次総会が広島県で開催された。39年度運動目標とし、①選挙法改正運動、公明選挙運動を強力に展開する、②現憲法の理解を深め、改憲反対運動を進める、③税金のゆくえを追求し、生活に身近な上下水道、清掃、し尿問題を取りあげ解決をはかる、④婦人の公職への進出に努力する、⑤学校教育、社会教育等教育行政の現行を知り、問題解決にあたる、⑥支部の結成強化が決定された。役員改選の結果、会長に市川房枝、副会長に小林時枝、荒巻よしる、美藤志津子の各氏が選出された。(5月9日)

・主婦連合会39年度総会が東京で開催され、活動方針、役員改選が行われた。総会決議とし、○牛乳値上げにつづく消費者米価、水道、バス等の値上げ攻勢をはねかえそう、○国会地方議会共に歳費の第3者決定を実現しよう、○機械化して料金を下げるクリーニング業者に値上げを強いる規制命令を撤回しようを採択した。新役員とし、会長に興むめお、副会長に春野鶴子、高田ユリ、石塚千代の各氏を選出した。また、同総会席上、三巻秋子副会長は、13年間その任にあった副会長の役を辞退し、同連合会を脱退した。(5月27日)

・日本生活協同組合連合会婦人部全国協議会第7回総会が東京で開催され、消費者の立場から物価値上がり、品質の劣悪化について討議した。総会スローガンとして、①生活意識をたかめ、組織活動の中核となろう、②くらしの実態をふまえて、物価値上げを阻止しよう、③消費の科学化をはかり、消費攻勢とたたかおうを掲げた。今年は役員改選はない。(6月10日)

・第12回全国地域婦人団体研究大会が全国地域婦人団体連絡協議会の主催により長野で開催された。「今日における家庭の問題」のテーマで講演(東京教育大学教授美濃部嘉吉氏)、全体討議が行われ、「私ども婦人はあらゆる努力をかたむけて、正しい家

庭の機能を守る」旨の宣言が採択された。(6月10日)

・前記研究大会に引き続き、全地婦連昭和39年次理事会が開催され、39年度事業計画の決定、新役員の選出が行われた。会長に山高しげり、副会長に甲斐喜与、小林ヒロ、土元八重の各氏が選出された。(6月11日)

・総評主婦の会第5回定期大会が栃木県で開催された。スローガン ○賃上げと、生命を守る闘いを組合と共にやりましょう、○組織をつよめ、地区労の中に主婦会をつくりましょう、○物価値上げに反対し、住宅、保育所など自治体に生活の要求を出しましょう、○平和憲法を守るためにみんなていっしょに進みましょう、のもとに内職、低賃金と高物価、組織強化等を懸議し、1964年度活動方針を決定した。なお、新会長に橋田とよ子(国鉄家族会連合会長)、副会長、高橋キヌ(全鉱主婦協議会会長)、佐藤勝子(都職労主婦の会会長)諸氏を選出。(7月30、31日)

・第10回日本母親大会が東京で開催され約2万人の婦人が参加した。第1日は42分科会に分かれ討論、第2日は全体会議で母親運動10年のあゆみ、記念講演、特別報告一当面の課題、宣言、子どもと教育をまもるため、平和と独立のための決議と母親運動の統一のための特別決議を採択、200項目の申し合わせを行ない、母親大行進に移った。(8月23、24日)

・第12回地域婦人団体指導者講習会が千葉県で開催され、「都市における家庭の問題」を中心テーマに、母親が働きに出ることによって発生する問題、カギっ子対策として地域婦人会としての援助の問題、かしこい消費者になるために、子育てを終ったあとの生活設計などにつき討議を行なった。(8月24日・25日)

・第7回総評全国婦人代表者会議が東京で開催された。総評全下の各単産代表、地評代表者が参加し、母親運動の中の婦人労働者の役割、最賃制、母体保護、育児休暇、婦人にかけている合理化攻勢などが討議された。○婦人の結婚退職強制に対する抗議、○日雇傭保打切り反対、○保育所設置問題などが決議された。(9

月(5、16日)

・第9回婦人民主クラブ全国大会が東京で開催された。「国内外情勢・婦人の状態と運動、婦人民主クラブの役割、今年はこういう活動しよう」の議案にその研究討議が行われた。新役員として、委員長に藤田野、書記長に水沢耶奈の各氏を選出した。

(9月26、27日)

・第11回明るい家庭づくり推進中央大会が都社会福祉協議会主催により東京で開催された。家庭での教育、ともかき、レクリエーションをテーマに全国社会福祉協議会、主婦連、都地婦連等が参加、討議を行った。(10月2日)

・第8回全国漁協婦人部大会が京都市で開催された。優良漁協婦人部表彰、実績発表の後、○漁村青少年の育成と母親の役わり、○漁業の近代化と漁協婦人部の役わり、○漁家生活の設計の三分科会に分れ研究討議が行われた。大会決議として家計策の記載、漁業後継者の育成、沿岸漁業構造改善事業の促進、漁協婦人部活動の推進、日韓漁業問題の早期解決を採択した。(10月29、30日)

・総評主婦の会ブロック会議が家計の問題、子どもの問題、生活の問題をテーマに全国タカ所で開催された。地区労主婦会の結成、国際交流、内職全国大会等につき討議が行われた。(11月13日～30日)

9. 新たに結成された組織

(1) 生活改善実行グループ全国連絡研究会

農林省の生活改善事業の推進と関連のある生活改善実行グループ数は昭和38年3月において15747、グループ員数、310,443人でその多くは農家主婦である。昭和39年3月4日開催された富山漁家生活改善実績発表大会(農林省主催)において、これら生活改善実行グループが情報、技術交換を行なうために、全国的な連絡研究会が発足することになった。当日発

表された会員数は、正会員1,500人、副会員300人、賛助会員150人、団体加入2である。会長は居神とみ子(広島県)、副会長、東中しよ(和歌山県)の各氏が就任。

(2) 全国更生保護婦人協議会

更生保護婦人会は昭和29年7月全国の婦人保護司代表が集まった時、婦人の立場から、青少年の犯罪と非行防止のため、更生保護婦人会を全国的な組織にすることとし、名称を「全国更生保護婦人協議会」と決定した。現在会員は50万人で、地区の婦人会686団体、和道府県連盟40団体、地方連盟2団体が参加している。

会長に三輪田繁子、副会長に宮川英子、宮崎あいの各氏が就任した。(11月9日)

(3) 日本退職女教師連合会結成大会

この会は東京で開催され、教壇に立った経験のある退職女教師を集め、教員の正常化、青少年の正しい成長を助ける社会活動、家庭教育を展開させようとするのが目的である。会長には前日本女子大学長大橋広氏が選出された。(11月18日)

附. 主な全国組織婦人団体の概況

これは昭和39年11月現在において、まとめたものであるが参考までに掲載する。(順序50音順)

○主婦連合会

- ・所在地 千代田区六番町15 Tel (262) 0121
- ・会長 奥むめお
- ・会員数 不明
- ・支部 373
- ・創設 昭和23年9月
- ・目的 家庭生活の向上合理化、消費者教育。
- ・主な活動 各種不良商品の追放、物価値上反対運動、「主婦

の苦情調査、品質検査、商品テスト等のほか、他団体と協力して公明選挙運動、国会議員歳費値上げ反対等を行っている。

・機関紙 月刊「主婦連だより」

・その他 国際消費者同盟に1963年に加盟

○新日本婦人の会

・所在地 千代田区神田神保町1～36 せいめいビル5階

Tel (293) 0581～3

・会長 松永多会子

・会員数 約60,000人

・支部 47

・創立 昭和37年10月

・目的 ①核戦争の危機から婦人と子供を守る、②憲法改憲反対、軍国主義復活阻止 ③生活の向上、婦人の権利、子供のしあわせの為に力をあわせる、④日本の真の独立を勝ちとり、民主主義をまもる、世界の婦人と手をつなぎ永遠の平和をうちたてる。

・主な活動 日本母親大会へ参加、保育所づくり、物価値上げ反対運動、学校給食における脱脂ミルク反対運動、路地裏からのデモ行進等。

・機関誌 週刊「新婦人しんぶん」

・その他 国際民主婦人連盟に参加

○全国漁協婦人部連絡協議会

・所在地 港区芝田村5～10 箱千代田ビル (433) 3171内57

・会長 中村桂子

・会員数 215336

・支部 1274

・創立 昭和33年、不漁にそなえて貯金を推進する為に組織される。

・目的 漁業協同組合活動を通して漁村婦人の地位の向上を

はかり、明るい漁村をつくる。

・主な活動 貯蓄活動、生活改善、消費の合理化、漁村の社会保障制度の整備拡充など、他団体に協力して新生活運動、貯蓄推進運動等。

・機関誌 なし

○全国地域婦人団体連絡協議会

・所在地 港区芝公園4号地 東京婦人児童会館内 (431) 4543

・会長 山高しげり

・会員数 約687万人

・支部 12562 (北海道、愛知の県連合体は未加入)

・創立 昭和27年7月

・目的 家庭生活並びに社会生活の刷新、地域社会の福祉の増進、世界平和の確立等をはかるため相互に協力すること。

・主な活動 他団体と協力して行なっている売春防止運動、公明選挙運動、国会議員歳費値上げ反対運動、新生活運動、青少年保護の為に教育活動等、又俗悪テレビ番組、悪書出版運動から更に教育映画の製作の為に、会員と株主とする桜映画社を設立、映画製作の企画案を担当。

・機関紙 月刊「婦人時報」

○全国友の会

・所在地 豊島区雑司ヶ谷6-1148 (971) 9692

・代表委員 桐淵とよ他四名 (昭和40年末現在、羽仁恵子他3名)

・会員数 約12697名

・支部 156

・沿革 昭和5年、婦人の友社の創業者羽仁もと子と会友に「婦人の友」の読者を中心に創立。

・目的 「思想しっつ、生活しっつ、祈りっつ」を標語とし、女性の直接の責任である家庭生活の健全な発展の為に力をつくす。

- ・主な活動 生活合理化の爲の衣・食・住・家計の研究及び講習会、展覧会等の開催、農業期衣生活学校、託児所の開設、農家婦人の家事労働、農作業時間等の実態調査など農村文化の向上の爲の運動、乳児の健康相談、災害援助等の奉仕活動。

・機関誌 月刊「友の新聞」

○全国農協婦人組織協議会

- ・所在地 千代田区大手町農協ビル内 (279) 0311
- ・会長 神野ヒサコ
- ・会員数 約318万
- ・支部 8,094
- ・沿革 昭和24年4月結成
- ・目的 農業協同組合活動を通して農村婦人の社会的経済的地位の向上をはかる。
- ・主な活動 営農改善、生活の合理化、子供の教育と自己及び家族の健康を守る活動、暮らしの共同設計活動等。その他他の団体と協力して社会福祉、売春防止、新生活運動、貯蓄増進運動等を行なっている。

・機関誌 月刊「農協婦人だより」

○全日本婦人連盟

- ・所在地 千代田区飯田町2-1 信濃ビル11(262) 6694
- ・代表理事 中河幹子他3名
- ・会員数 約5万人
- ・支部 30
- ・沿革 昭和34年12月、安保反対運動に批判的婦人を中心に準備会が結成され、翌35年11月に設立。
- ・目的 伝統ある日本婦人としての自覚を深め、真の民主主義精神に基づき人格の向上にはげみ、教育・社会・経済・時局等の諸問題を調査、研究し、日本再生につくし、ひいては世界平和と人類の幸福に寄与する。

- ・主な活動 目的にそった婦人の教養向上、東南アジアとの提携、美化運動の実践、公衆道徳の高揚等。

・機関誌 月刊「全日本婦人ニュース」

○大学婦人協会

- ・所在地 文京区大塚35 桜蔭会館 (941) 9210
- ・会長 北村 孝
- ・会員数 約2,000人
- ・支部 28
- ・創立 昭和21年10月、女子の大学卒業生によって組織された。
- ・目的 女子教育の向上により社会生活の改善をはかり、あわせて国際理解と親善につくす。
- ・主な活動 国外留学生の選抜、国内奨学金の授与、海外女子大生の歓待等教育の向上に関係ある事業のほか、売春対策国民協議会に参加して売春防止活動、国連機関への婦人の進出をはかる爲の運動等を行なっている。
- ・機関誌 「J・A・U・W」(年四回)
- ・その他 国際大学婦人連盟に1954年に加盟

○日本キリスト教女子青年会(Y・W・C・A)

- ・所在地 千代田区丸根4-15 (331) 7167
- ・会長 光明照子
- ・会員数 約12,000人
- ・支部 24
- ・沿革 キリスト教の信仰によって結ばれた青年女子の団体である世界Y・W・C・Aとつながりをもつ団体として明治38年創立。
- ・目的 キリスト教の理想とする社会の建設、人格向上、奉仕の精神を養うこと。
- ・主な活動 毎年の世界会員日の行事、指導者養成の他、働く婦人の爲のカウンセリング、宿舎の提供、労働センターの

設立 各年齢層別のグループ活動の促進、又他団体と協力して荒春防止運動を行っている。

- ・機関誌 (月刊)「Y.W.C.A」
- ・その他 世界Y.W.C.A に1906年に加盟。

○日本基督教婦人矯風会

- ・所在地 新宿区百人町3-360 (361) 0934
- ・会 長 久布甘落美
- ・会員数 約5,000人
- ・支 部 118
- ・創 立 明治19年、矢島権子が創立
- ・目 的 キリスト教主義により世界平和の実現につとめ禁酒の励行など社会全般の弊風を矯正しその福祉を増進する。
- ・主な活動 明治時代から禁酒運動をつづけた団体で荒春防止法の制定、荒春防止運動などに大きな役割を果たした。最近では「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」、「風俗営業等取締法の一部を改正する法律」等の制定に際しての請願活動等。

- ・機関誌 月刊「婦人新報」
- ・その他 万国基督教婦人矯風会に1887年に加盟。

○日本婦人会議

- ・所在地 千代田区永田町1-14 国立国会図書館内 (581) 5111 (内) 4101
- ・会 長 議員団として田中寿美子他8名
- ・会員数 約50,000人
- ・支 部 480
- ・創 立 昭和37年4月創立
- ・目 的 憲法の完全実施を要求し、婦人や子供が真にしあわせにくらせる平和で民主的な社会実現の為に婦人の力を結集すること。
- ・主な活動 憲法改憲阻止、憲法完全実施に関して婦人のつど

いを行なうことに最も力をそそぎ、護憲連合と活動を共にすることが多い。その他の活動として、生活環境の改善、保育所づくり運動、物価値上反対運動、高校全入運動、日本母親大会参加等。

- ・機関誌 月刊「婦人しんぶん」
- ・その他 国際民主婦人連盟との交流がある。

○日本婦人救済の会

- ・所在地 港区芝西久保桜川町1 第四森ビル (501) 1411
- ・会 長 赤松常子 (昭和40年末現在 小糸きみ子)
- ・会員数 約25,000
- ・支 部 9
- ・創 立 昭和36年4月創立
- ・目 的 (1)個人の完成をめざし、よりよい人間関係をつくる。
(2)暮らしを明るく豊かにし、封建的な慣習を改める。
(3)民主主義を押し進め、自由と平和と正義のもとに新しい社会をつくる。

- ・主な活動 民主主義推進の局の諸活動、「母性保護法」制定促進、生活問題(特に物価値上反対)、青少年の健全育成、精神障害児・身体障害者の友となる運動等。

- ・機関紙 月刊「日婦だより」
- ・その他 国際社会主義婦人同盟との交流がある。

○日本婦人有権者同盟

- ・所在地 渋谷区代々木2-21 婦人会館内 (348) 2121
- ・会 長 市川房枝
- ・会員数 約5,000人
- ・支 部 38
- ・沿革 昭和20年11月、戦前婦選獲得運動を行っていた婦人を中心に、新日本婦人同盟として発足し、昭和25年11月現在の名称に改めた。
- ・目 的 婦人参政権の正しい行使のための政治教育、国会、

地方議会、政府、政党を監視し、婦人の公職への参加をすすめる。民主主義の並行に反対し、婦人の既得権を確保すること。

・主な活動 公明選挙運動、その一環としての選挙監視拘発本部の設置、売春防止運動、国会議員等の歳費値上げ反対運動、国連代表に婦人を加える運動を加える運動等

・機関誌 月刊「婦人有権者」

・その他 国際婦人同盟に創立当初から加盟

○婦人国際平和自由連盟日本支部(W.I.L.P.F)

・所在地 文京区高田豊川町18 成瀬記念館内 (991) 4089

・会長 菅支那子

・会員数 650人(昭和39年11月現在)

・支部 10

・設立 大正10年(昭和38年5月「日本婦人平和協会」から現在の名称に変更)

・目的 平和と自由の実現につとめる。

・主な活動 平和憲法の擁護、核実験の停止及び核兵器の製造貯蔵、拡散の禁止ならびに全面的軍備撤廃の運動、国際理解による平和教育の徹底運動等。

・機関誌 季刊「婦人と平和」

・その他 婦人国際平和自由連盟に大正13年に加盟

○婦人民主クラブ

・所在地 渋谷区原宿1〜104外苑コーポ (402) 3238

・委員長 藤田寿

・会員数 5,000人(昭和39年11月現在)

・支部 100 ()

・創立 昭和21年3月16日

・目的 婦人と子どもの幸福、日本の完全独立と世界の平和につとめること。

・主な活動 他団体と共同して原爆禁止運動、売春防止運動

などを行なう他、近年は「出産費は国の手で」とのスローガンで、母性保護の法的な保障を要求する運動、物価値上げ反対、原子力潜水艦寄港反対運動などを行なっている。

・機関紙 週刊「婦人民主新聞」

・その他 国際民主婦人連盟に参加

○国連NGO国内婦人委員会

国際連合憲章に示された目的を実現するため、国連および国連関係諸機関に協力することを目的として昭和32年8月創立。国際連合経済社会理事会NGO(諮問的地位を有する非政府団体)として参加している国際婦人団体加盟の大学婦人協会、汎太平洋東南アジア婦人協会日本委員会、国際平和自由連盟日本支部、日本婦人法律家協会、日本婦人有権者同盟、日本基督教婦人矯風会、日本キリスト教女子青年会、日本看護教会、日本有職婦人クラブ連合会の9団体によって組織され、各参加団体より出される各2名の代表により構成されている。国際連合総会への婦人代表の参加を要請してその実現に努めたほか、国連関係への婦人の進出にも努力している。

(連絡先 YWCA内 菅原信子)

IV. 国際交流

1. 国連関係会議への参加

○国際労働機関(ILO) 48総会がジュネーブで開催され、12議題のうち婦人に関するものは「発展する世界における婦人労働者」ととりあげ審議し、結論として「家庭責任を持つ婦人の雇用に関するILO勧告案」をまとめた。政府代表顧問として労働省婦人少年局婦人労働課長大石綾子氏が参加した。

(6月17日〜7月9日)

○第3回世界消費者大会がノールウェイのオスロで開催された。この大会は20CIC(国際消費者機構)が2年毎におこなう総会で、今年は「前進する消費者」をスローガンに25カ国

200名が参加した。総会議題は「消費者機関の諸活動」で、スカンジナビアにおける表示ラベルについて、消費者教育、消費者組織の発展について、消費者組織に対する政府の役割等を研究審議した。日本からは興山富子（日本女子大教授）等32名が参加。

○第19回国連総会の政府代表代理として政府はスミエ氏（日本婦人法律家協会々長）を決定。同氏の担当は社会、人権、文化等を扱う第3委員会である。（10月22日）

2. 婦人組織の国際的活動

○第2回国際労働組合会議がルーマニアのブカレストで開催され、54ヶ国322名が参加した。日本からは山本まき子（総評）、興山えみ子（日教組）、野口政子（国鉄）、武内スミエ（全日自労）、菅野順子（私鉄）、小畑富子（全建労）、鈴木富美子（全印総連）、高野喜久子（産労協）、石川芳子（鐵道労連）、近祖上愛（民放労連）、杉浦美枝子（大阪総評）、萩原勝代（群馬地評）、鈴木キミ子（全損保）、吉村昭子（京都地評）の諸氏が出席した。（5月11日～16日）

○第1回婦人技術者と科学者の国際会議がニューヨークで開催され、「未来に向っての焦点」を全体テーマとし各国婦人技術者、科学者が参加した。日本から日本婦人科学者の会の藤口歌子（佐々木研究所）、香川みち子（東京薬科大学教授）、山口翠（日本大学理工学部講師）、猿橋勝子（気象研究所）、熊谷都（科学読物作家）が参加した。（6月15日～22日）

○世界YWCAセミナーがスイスのジュネーブで開催された。婦人の職業教育、既婚婦人の職場復帰、年少労働者の余暇利用を中心とする「働く婦人と少女の問題」を主題に18ヶ国24名が参加した。日本から東京YWCA幹事菅原信子氏が参加。（7月2日～9日）

○第10回汎太平洋東南アジア婦人会議が南太平洋のトンガ島

で開催された。会議テーマは「人類の文化的遺産を守るための婦人の役割」で、日本から渡辺松子（東京Y総幹事）、新井妙子（日本婦人有権者同盟常任委員）、高橋美智子（日本婦人有権者同盟会員）の各氏が参加。（9月15日～27日）

○国際民婦連評議会がブルガリアのソフィアで開催され、60ヶ国から約170名が参加した。日本から加盟団体である婦国連から小笠原貞子（新日本婦人の会事務局長）、豊田さやか（婦国連事務局長）が参加し、オブザーバーとして日本婦人会議が招請され、渡辺直子（社会党婦人対策委員長）、中大路まき子（社会党都議会議員）が出席した。（10月20～26日）

3. その他、婦人の海外視察・外国婦人の来日等

○中国婦人代表団歓迎実行委員会の招待により中国婦人代表7名が来日、35日間にわたって全国各地で交歓会を開いた。代表メンバーは楊麗玉（全国婦女連書記）、黎穎（山西省婦連主任）、劉金（天津市衛生局付局長）、章海藍（新華社編集者）、茹志鵬（作家）、艾奇、王孝賢（通訳）（6月7日）

○総評主婦会代表6名は全ソ労組中央評議会の招待で2週間の視察旅行を行なった。団長は橋田とよ子氏（国鉄家族会連合会会長、総評主婦会々長）。（7月3日～17日）

○アメリカ、カリフォルニア州の婦人連合会会員23名は主婦連合会を訪れ、物価問題、消費者教育問題につき懇談した。（7月14日）

○社会党婦人代表団はソビエト婦人委員会の招待でソビエトを訪問した。高田香ほ子（団長）、山下正子（事務局長）以下13名で、モスクワで、ソビエト婦人委員会委員長ニーナ・ボボア氏と団長の岡氏の名で婦人運動の当面する緊急課題につき共同声明を発表した。（9月18日）

○日本婦人対外生活文化及流通合会の訪ソ代表団長として村上リウ氏が訪ソ。日本人の生活紹介と消費物資の展示販売を目的と

する「日本婦人生活展」の開催につき全ソ商業会議所と交渉し、40年6月頃開催することを決定した。(10月10日)

○タンガニカ地域開発及文化省副大臣、婦人会々長のロジ・ティティ、モハメディ女史がもめん輸出業者団体の招きでミスタンガニカと共に来日した。(9月)

○全地婦連ヨーロッパ視察団、小林ヒロ田長(全地婦連副会長)以下一行130名は18日間イギリス、ベルギーなど5カ国を訪問、視察旅行を行なった。(10月11日)

V. 地方(県段階)のうごき

昭和39年においては前年にひきつづき県段階における婦人の生活に関係のある行政は整備され、婦人団体等の組織活動も活発に行なわれた。

県段階における婦人ならびに婦人に関係のある行政のなかで本年とくに注目されるものとしては、母子福祉法の制定にともない、母子福祉行政が拡充整備されたこと、家庭教育学級の新設、家庭児童相談室の新設、消費者行政の整備などがあげられる。

婦人団体等の組織状況についてみると、前年にひきつづき日本婦人会議、新日本婦人の会などの県段階の支部結成がすすめられたこと、生活改善実行グループ全国連絡研究会の結成との関係もあってか、県段階の支部結成がすすめられた。一方、地域における児童の健全育成、青少年の非行化防止にも関係のある更生保護婦人連合会などの結成も目につく。

1. 婦人に関係のある行政機関のうごき

(1) 婦人問題に関する協議会、研究会などについて

県段階の婦人に関する諸問題について懇談、研究、あるいは婦人問題についての対策を協議するための機関として協議会、研究会が13府県に設置されている。構成メンバーは

「会」の性格によって相異がみられるが、大まかに分けて次の三つに大別される。第1は、京都府婦人対策協議会のように関係行政機関により構成され、婦人に関連のある行政の連絡を行なうもの。第2は、鳥取県政婦人懇談会のように各種婦人団体代表により構成され、婦人の世論を正しく県行政に反映させるための広聴媒体としての性格を有し、各婦人団体の活動を促める上での諸問題につき研究討議し、婦人団体相互間の連絡と目的とするもの。第3には、わずかさ県にすぎないが、婦人団体代表に職域代表、学識経験者をメンバーとし、知事の諮問機関としての性格をもつものに大別される。

これらの協議会・研究会等は西日本に多く設置されている。以下の表は各婦人少年室から報告のあった一般的な婦人に関する協議会・研究会などの一覧表である。

一般的な婦人問題に関する協

県名	名 称	主管課名	目 的
山形	婦人児童問題連絡協議会	県社会福祉協議会 婦人児童係	県下における婦人・児童問題を研究し、県政に反映するとともに、各機関・団体の連絡調整をはかり、効果的な業務遂行に役立てる。
宮山	宮山県婦人問題懇談会	婦人児童課	婦人の力を結集し、子どもの幸せをはかる。県下における婦人問題を研究、県政に反映させるとともに、各機関、団体の連絡調整。
滋賀	滋賀県各種婦人団体連絡協議会	婦人児童課 母子係	各種婦人団体が婦人の母性という共通の問題を協議し、各種団体の活動の中に又県政に反映させる。
京都	京都府婦人対策協議会	婦人児童課	婦人対策についての関係行政機関の連絡調整をはかる。
鳥取	鳥取県婦人懇話会	厚生部 婦人児童課	婦人の声を県政に反映させることを目的とし、併せて婦人の福祉の向上をはかる。
島根	島根県政婦人懇話会	県総合振興室	婦人の立場からの要望を聴取して、県行政施策の推進に資するための広報媒体とする。
岡山	岡山県婦人問題懇話会	民生労働部 婦人児童課	婦人に関する共通な問題を懇談協議研究することにより婦人の地位の向上をはかる。
広島	広島県婦人懇話会	県企画室 県民係	婦人共通の諸問題につき協議し、県政に反映させ、県民の福祉をはかる。

議会・研究会等の設置状況

構 成 員	活 動 状 況	設置年月日
婦人団体・労組代表・各種団体代表・関係機関有識者・婦人議員 40名	各々半期1回開催予定	昭和29年
婦人団体代表 職域代表 学識経験者 20名	年1〜2回懇談し、研究討論	28年4月
各婦人団体代表 9名	隔月に例会を開催し活動の状況を交換協議、母の行動を34年から実施、子どもを守る集い開催	26年9月
関係行政機関	婦人、児童福祉施設の現地視察をかねて対策協議	30年8月
県単位組織の婦人団体代表	年3〜4回開催、婦人に関係する問題を協議し、各団体活動にとり入れる。	30年8月
県単位組織の各種婦人団体代表	年1回以上開催、県政についての意見とをのべる	37年3月
県内婦人団体代表	2カ月に1回開催、婦人と県政懇談会1の開催	25年12月
婦人団体代表 24名	県政懇話会の開催 関係諸機関の連絡提携	

県名	名 称	主管課名	目 的
山口	山口県 女性問題 対策審議会	県政課	女性の地位向上に関する問題について調査及び審議 (知事の諮問機関)
徳島	婦人問題 研究協議会	社会教育課	各婦人団体の連絡協調による婦人問題の研究
香川	香川県 婦人懇談会		婦人に関する諸問題を研究協議し、 婦人活動の積極的推進を図る。
佐賀	佐賀県 婦人問題 対策審議会	県婦人児童課	婦人問題に関し知事の諮問機関として調査審議し、知事に答申する。
鹿児島	鹿児島県 婦人問題 研究会	広報課	婦人問題を調査研究し、県政に反映、 婦人の地位向上、母子援護、児童福祉、生活改善

構 成 員	活 動 状 況	設置年月日
各種婦人団体 職域代表 学識経験者	年々回開催 施設の視察等	28年12月
	産後調整協議会を年3回開催	37年4月
婦人団体代表、 生活改善に関する専門家 学識経験者	年2回、各委員より提出の議題について懇談する。	34年
婦人団体代表 職域代表 学識経験者	年々回開催、調査、視察を行う。39年度には婦人の内職、生活環境、母子援護、文化教養、保健衛生等。	28年10月
地域、職域代表 学識経験者	青少年健全育成、公立保育所設置、公取道徳の高揚、婦人週間の実施、婦人の就職希望者調査	31年11月

(2) 婦人の地位向上関係

労働省主催の「婦人週間」の趣旨にそった行事が全国的に多彩に展開された。例えば東京都民生局婦人部では目標を「みんなで東京をよりよく——健全な生活環境を——」と定め、各地域で地区婦人会議を、また地区代表による中央婦人協議会を開催し、具体的な運動展開の方向づけを協議した。東京都でも婦人の作文募集を行ない、入選者の座談会を開催している。

その他婦人生活の基礎調査（岩手）、婦人の生活意識調査（富山）などの基礎的調査が行なわれている。特殊問題ではあるが、部落婦人の地位向上をはかるため部落婦人指導者研修会（京都）が行なわれた。

婦人の地位向上に関連のある施設として今年に設立されたものは婦人会館（栃木、香川、愛媛等）、開拓地の主婦の会合、いこいの場所としての開拓地婦人ホーム（長野）がある。

(3) 婦人教育関係

婦人教育については、多くの都府県において教育委員会が中心となって従来から実施されている婦人学級活動の充実、婦人団体幹部研修、家庭教育の振興などが行なわれた。婦人学級活動についてみると、内容の充実、リーダーの養成、未組織層に対する対策の推進、僻地婦人学級の育成などの他、婦人学級生大会、婦人学級研究集会、学習グループのモデル指定、婦人学級実態調査等が行なわれている。例えば高知県に於ては婦人学級の充実のため地区別指導者研修会、現状文藝集の作成を行なうとともに、婦人学級研究大会（2月）を開催し、「婦人の学習活動を深めるにはどうすればよいか」をテーマにシンポジウムを行ない、昭和39年度婦人学級生大会（12月）を開催し、「現代における婦人の学習について」の講演や学級生による研究発表が行なわれた。また、秋田県では全県の地域婦人団体（285）、若妻会（450）、婦人学級（700）の単位団体に対

象に実態調査を実施した。

婦人団体幹部研修については、内容の充実、学習グループの育成、実践活動の促進、団体の相互連携による活動の効果的推進を目標に、婦人団体幹部研修会や視察研修のための国内研修各種婦人団体連絡協議会の開催（佐賀）、全県婦人問題研究集会（秋田）、県婦人連盟百万人の話し合い、学習発表会（新潟）等が行なわれた。

家庭教育学級の新設についてみると、既に「関係行政機関の動向・文部省」の項で述べたが、この家庭教育学級は明るく、健康な家庭づくりのために原則として両親を対象に実施されるもので、多くの府県で多数設置されている。

婦人教育について研究協議する機関として、婦人教育関係者連絡会議（茨城）、婦人教育研究協議会（神奈川）、女子教育振興審議会（新潟）、婦人教育研究調査委員会（山梨）が設置されている。また婦人学級の健全育成、運営指導のために婦人学級研究協議会（福井、鳥取、徳島）が、その他、家庭教育調査会（神奈川）、家庭教育学級研究協議会（福井）が設置されている。

(4) 働く婦人関係

働く婦人を対象にした福祉施設としては「働く婦人の家」（労働省）のように国庫補助を受けて各地方自治体が建設しているものと、各自治体独自で建設しているものとがある。後者の例として、東京都民生局では年令25才までの勤労単身女子に対し共同生活を通じ生活指導を行ない、自立を助長することを目的に和板橋女子ホームを建設した。

一方、長崎県では松浦福祉センターを開所し女子炭鉱離職者と炭鉱離職者の主婦を対象に都市生活適応課程、家事サービスミシン縫製などの短期講習を行ない就労を促進している。長野福祉企業センターでは低所得地域振興対策として技術指導員の

指導の下に主婦がミシンのネジばね、電器機具の部品、抵抗器のハンダづけ、メリヤス針などを作っている。

働く婦人に対する主な施策としては大多数の府県に於て婦人労働講座、婦人労働者研修会等が開催されている。

一方、主として家庭婦人などに対する施策として、専業主婦の農閑期における臨時工などの職業紹介、主婦のパートタイム紹介事業などがあげられる。内職問題については、内職の相談、相談、各種調査（内職希望世帯調査）、情報の提供、内職従事者及び内職提供者の苦情処理、内職技術教室、講習会など内職にたずさわる人々の便宜のため種々の施策が講じられている。

主婦のパートタイム紹介事業は東京都労働局でとりあげられており、各安定所単位に婦人団体、策者との懇談会をもち啓発活動が行なわれている。出稼ぎ農家に対する施策として主婦の出稼ぎ希望調査が行なわれた県（秋田）もある。

家庭主婦の職場進出にともなう保育施設の拡充、家庭福祉員制度（東京）の充実、働く母親のため小学1～2年生を対象としたカギッ子学級の設置等が行なわれている。

働く婦人の問題について県段階の審議会等の活動としては、北海道労働審議会の「労働力対策のあり方」に際し、婦人の通職、教育訓練、パートタイム制の採用を答申した事例があげられる。

(5) 母子衛生

昭和33年より各地に母子健康センターが設置されているが34年もひきつづき増加している。このセンターは妊産婦、乳幼児の保健指導、栄養指導、健康相談、家族計画などを指導するとともに、低所得者を対象に助産部門を併設して施設分娩をさせる産婦室、出産室がととのっている。

その他母子休養ホーム（大分）等が設立された。

母子衛生に関する施策の中心は、妊産婦、乳幼児の保健指導、家族計画啓蒙推進、家族計画啓蒙推進、家族の健康維持運動があげられる。妊産婦、乳幼児の保健指導に関しては妊産婦集団検診、妊娠中毒症の早期発見のための訪問指導は大多数の府県に於て行なわれている。また妊産婦の中毒症の者に入院の医療費の支給（北海道、山形、新潟、岐阜、鹿児島）や保護世帯、準保護世帯妊産婦へ脱脂粉乳無償支給（富山一産前3カ月、産後3カ月、1日40gインスタントミルクを配給）等が行なわれた。

家族計画啓蒙推進に関しては、一般普及事業として衛生指導相談、新婚家庭学級の開設、特別事業として低所得者層に対する器具の無償又は低額配布がなされている。

家族の健康維持運動としては成人病の予防対策、母親を守るつどい（広島）、子宮癌検診の実施（新潟）、お母さん教室、栄養教室（福井）、へき地等の低所得世帯の母子衛生推進地区の設定（福井）などが行なわれている。

その他の注目されるものとして母子衛生大会（滋賀、佐賀、熊本、新潟等）の実施があげられる。母子衛生についての協議機関の動きとしては、母子健康センター協議会（宮城、新潟）が設置された。新潟母子健康センター連絡協議会では「第1回母子健康センター新潟県大会」を開催するとともに「感謝の秋会運動」と主唱、実施するための準備をすすめている。

(6) 母子福祉

34年の母子福祉策としては、母子福祉法の制定にともない県段階の母子福祉資金貸付等に関する法律施行細則が廃止され母子福祉法施行細則、条例の改正が行なわれたこと、若干の県において母子福祉センターが設立されたことが注目される。

母子福祉対策の中心施策は母子福祉資金の貸付けであり、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、児童の修学資金、

住宅の補修、増築資金、転宅資金などに加えて母子家庭子女の結婚仕度資金の貸付（秋田・富山・和歌山）を行なっている。京都府では全面はじめての試みとして要保護層の中・高卒者の就職支援金補助制度を新たに設定し、40年から実施することになっている。

行事としては大多数の府県に於て母子福祉法の制定を記念して県母子福祉大会が実施され、母子福祉功労者に対する表彰、事業協力者への感謝状授与等が行なわれた。その他、母子世帯の子女の激励大会、未亡人研修会などが行なわれている。

審議会関係の動向として注目されるものは、鳥根県児童福祉審議会が無認可保育所の給食施設などの改善を命じたことなどがあげられる。

(7) 家庭福祉

厚生省の児童家庭局の設置にともない「「人」婦人及び婦人の生活に関係ある法律」厚生省設置法の一部を改正する法律の項参照）県段階における児童家庭に関する施策も整備された。このなかで注目されるものとして多くの都府県において児童家庭相談室が福祉事務所のなかに設置されたことである。この児童家庭相談室は、主として家庭における人間関係の適正化、児童養育の適正化等について相談、指導、援助を行なうことになっている。

一方、農業改良資金助成法の一部を改正する法律（「「人」婦人及び婦人の生活に関係のある法律」の項参照）によって県段階の農家生活の改善に関係のある資金貸付規則が改正されたことが目につく。

主な施策としては、農林部を中心とした農家生活近代化推進生活改善が中心であるが、近年の兼業農家の増加を反映して、農家主婦の過労問題、出稼きに伴う諸問題が検討されるようになって来た。例えば、主婦農家労働合理化教室（広島、鹿

児島）、農婦病対策（宮崎）がこなわれた。高知県では第1回高知県農村教育婦人会議を3日間開催し、○かあちゃん農業について、○農村の若い労働力の離村、○感のない村にはどう対処すべきかの3分科会に分れ討議を行なった。秋田県では出かせぎ対策の一環として、出かせぎ行方不明者の確報、及び調査を行ない、児童委員、母子福祉協力員をとあして、市町村福祉事務所で父親さがし運動を実施した。

農家生活近代化推進、生活改善、グループ活動の充実・強化に関しては、農繁期の労働、食事、睡眠等に関し指導する生活教室、自営者冬期営農学校、すまい方改善教室、農村女子青年生活講座（高知）などが開設された。

生活改善グループ活動の充実のために各県に於て、生活改善グループリーダー講習会、生活改善実践発表会、生活改善フラグマ核着養成講習会等が開催された。その他農家生活技術通称実験、自立経営農家総合実態調査（愛媛、栃木）が行なわれた。

農家生活に関係のある協議会などの動きのなかで注目されるものとして、富山県の農家生活改善事業協議会があげられる。これは農業の近代化、主婦労働の軽減を目的としパイロット普及活動地区を中心に県・県販牌直、農協婦人部などの関係者により構成されたもので、(9月)、2年間生活改善の問題点と取り組む農家を指導するということである。

最後に商店主婦に対する施策についてみると、近代化商店経営方法などの講習（滋賀）、商業ゼミナール（和歌山）などがあげられる。

(8) 消費問題

消費者行政は、近年、県段階においても問題視され、消費問題のみを取扱う部課の新設をみるところも少なくない。現在その準備段階（岐阜）。または、婦人団体、労働組合、消費者団体が県に対し消費生活課の設置を要請しているところもある（長

野)。「部課」は新設されていないが埼玉県商工部振興課に「消費生活係」が、静岡県商工部商政課に「消費者行政係」が、それぞれに新設された。東京都に於ては35年にすでに経済局に消費経済課が設置されたが、本年経済部に昇格し、管理課、普及指導課、生活物資課の3課が設立されるとともに、都内各区役所に消費者相談員を設置し消費者の苦情処理、流通機構の改善、消費者教育にあたることになった。また兵庫県では生活センターが設立されている。

消費者行政の主な施策としては、消費者教育、苦情処理、コンサルタントなどの養成、モニターの募集、消費者団体の育成などが多くの都府県で行なわれている。

審議会などの動向としては、北海道においては消費経済懇談会が設置され、本年は「合理的消費生活を確立するための施策について」と検討し報告書を作成した。その他秋田消費生活協議会、東京都消費者生活物資対策審議会、福井県物価問題懇談会、静岡県消費者行政懇談会、消費者保護対策協議会、大阪府消費問題懇談会などが設置されている。

(9) 売春問題

売春問題に対する施策としては要保護女子の保護更生のため婦人相談所、婦人相談員を中心に要保護女子の早期発見、指導を行なっているが、これと並行して一般に対する啓蒙活動も実施されている。例えば集団就職の女子工員の転落未然防止の見地から、中小繊維工場労務担当者との懇談会(富山・愛知・滋賀・高知など)が行なわれた。

(10) その他

39年において上記項目以外に注目される動きをあげると、北海道釧路旭川方面本部は道北の冷害、凶悪地帯の婦人の家出、人耳売買防止のための戸別訪問、風俗営業場への立入調査を行

なった。

福岡家庭裁判所は即時調停制度を設けた。これは従来相談受理から決定まで2〜3週間の期間を要したが、これが本人の希望により即時調停を行なうことが出来るようになった。調停成立件数ノカ月平均首直調停ノ4%に対し、即時調停25.8%で、内縁、離婚問題について婦人から好評を受けているということである。また、京都裁判所では、婦人風聞中に婦人調停委員会と共催で家庭問題無料相談所の開設が行なわれた。

2. 婦人の組織活動

(1) 新組織の結成

新しく県段階の連合体として結成されるものには、全国組織の団体が県支部として結成するものと、中央との関係がなく、県段階だけの連合体とがある。前者は昭和37年に結成された日本婦人会議、新日本婦人の会などを県段階の支部結成が目につく。日本婦人会議では、宮城、三重、鳥取、新日本婦人の会は宮城、秋田、栃木、鳥取において県支部が結成された。先組主婦会についてみると、総評主婦の会が鳥取、北評主婦連絡協議会が神奈川で結成された。

県段階にとどまる連合組織としては、生活改善グループ連絡研究会の結成が目につく。その他、更生保護婦人連合会、青少年を守る母の会(大阪)など青少年の健全育成、非行化防止、婦人の転落防止と純潔運動などを目的とする連合組織の結成があげられる。

(2) 主な組織の活動状況

全国組織婦人団体の活動状況は、「Ⅱ. 婦人の組織活動」のところで述べたが、これらの組織の県段階の活動状況を述べることは重複することが多いので除外することにした。この項では「Ⅱ. 婦人の組織活動」の項でふれなかった婦人の組織のな

かで、県段階の活動が目されるものについて簡単にふれておくことにする。

イ 全国未亡人団体協議会の県段階の活動状況

日常的活動としての幹部研修、組織の育成強化の他、母子福祉大会の開催（県と共催が多いようである）、母子家庭を明るくする運動が目につく。

・母子福祉大会 各県とも、毎年開催しているが、特に今年度、新潟、富山、栃木等においては母子福祉法制記念大会を行なった。

・母子家庭を明るくする運動 この運動の一環として多くの団体で貯蓄と慰安をかねての“お母さん貯金旅行”を行ない、又母子家庭キャンプ大会（矢野、熊本等）をも実施している。その他、母子家庭の子女に対する激励会、就職あっせん、母子寮訪問等も多くの団体で行なっている。

・その他 母子福祉センターの事業の推進、母子家庭を対象とした小口資金の貸付、内職のあっせん、技能習得講座の開催、“一日お父さんの会”等を行なった。

ロ 労働主婦会

本年は中央において総評主婦会が大きく内職問題を取り上げたことから県段階においても内職問題を取りあげたところが多いが、この他、物価値上反対、高校全入運動、保育所増設運動、原潜艇入港反対、核実験反対等の平和運動、母親大会参加、その他日常の学習活動等が行なわれた。

ハ 生活改善クラブ

食生活改善、衣生活改善等各種の講習会、実演発表会が盛んに行なわれた。その他、生活の共同化推進、家庭の民主化に関する座談会、冷害地域に対する救済活動としての衣料友愛セール等を行なった。

ニ その他

上記の団体の他に、児童健全育成、青少年非行防止、交通

安全などの見地から母親クラブ、更生保護婦人会、警母の会などが、それぞれの立場からの活動を行なっている。